

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 新旧対照表

第一条関係

(傍線の部分は、改正部分)

改 正 案	現 行
職員の給与に関する条例 第一条 (略) (給料) 第二条 給料は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二号。以下「勤務時間条例」という。）第六条の二第一項又は学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二十八号。以下「学校職員勤務時間条例」という。）第八条第一項に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、この条例に定める管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、<u>在宅勤務等手当</u>、特殊勤務手当、特勤手当（第十二条の三の規定による手当を含む。第十八条第二項及び第十九条の七において同じ。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、期末手当、勤勉手当及び農林業普及指導手当を除いたものとする。 2 (略) 第三条 (略) (初任給、昇格、昇給等の基準) 第四条 (略) 2～6 (略) 7 前項の規定により職員（次項に定める職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を四号給（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級であるもの（委員会規則で定める者を除く。）及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして委員会規則	職員の給与に関する条例 第一条 (略) (給料) 第二条 給料は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二号。以下「勤務時間条例」という。）第六条の二第一項又は学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二十八号。以下「学校職員勤務時間条例」という。）第八条第一項に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、この条例に定める管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤手当（第十二条の三の規定による手当を含む。第十八条第二項及び第十九条の七において同じ。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、期末手当、勤勉手当及び農林業普及指導手当を除いたものとする。 2 (略) 第三条 (略) (初任給、昇格、昇給等の基準) 第四条 (略) 2～6 (略) 7 前項の規定により職員（次項に定める職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を四号給（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級<u>以上</u>であるもの（委員会規則で定める者を除く。）及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして委員会

改 正 案	現 行
で定める職員にあつては、三号給) とすることを標準として委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。 8 <u>次の各号に掲げる</u>職員の第六項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。 <u>一 五十五歳（委員会規則で定める職員にあつては、五十六歳以上の年齢で委員会規則で定めるもの）を超える職員（次号に掲げる職員を除く。）</u> <u>二 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして委員会規則で定める職員</u> 9～12 （略） 第五条～第七条の三 （略） <u>（扶養手当）</u> 第八条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、<u>次項第二号から第五号までの</u>いずれかに該当する扶養親族（<u>第三項において「扶養親族としての父母等」</u>という。）に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が九級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして委員会規則で定める職員に対しては、支給しない。 2 前項の扶養親族とは、次に掲げるもので他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 <u>（削る）</u> <u>一～五</u> （略） 3 扶養手当の月額、は、<u>前項第一号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族としての子」という。）については一人につき一万三千元、扶養親族としての父母等については一人につき六千五百円（行政職給料表の</u>	規則で定める職員にあつては、三号給) とすることを標準として委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。 8 <u>五十五歳（委員会規則で定める職員にあつては、五十六歳以上の年齢で委員会規則で定めるもの）を超える</u>職員の第六項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。 9～12 （略） 第五条～第七条の三 （略） <u>（扶養手当）</u> 第八条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、<u>次項第一号及び第三号から第六号までの</u>いずれかに該当する扶養親族（<u>以下「扶養親族としての配偶者、父母等」</u>という。）に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が九級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして委員会規則で定める職員（<u>以下「行九級以上職員等」という。</u>）に対しては、支給しない。 2 前項の扶養親族とは、次に掲げるもので他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 <u>一 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。）</u> <u>二～六</u> （略） 3 扶養手当の月額、は、<u>扶養親族としての配偶者、父母等については一人につき六千五百円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務</u>

改 正 案	現 行
適用を受ける職員でその職務の級が八級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして委員会規則で定める職員にあつては、三千五百円) とする。 4 扶養親族としての子のうちに満十五歳に達する日後の最初の四月一日から満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、五千円に<u>当該期間</u>にある当該扶養親族としての子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。 <u>5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、委員会規則で定める。</u> <u>第九条 削除</u>	の級がこれに相当するものとして委員会規則で定める職員 <u>(以下「行八級職員等」という。)</u> にあつては、三千五百円) <u>、前項第二号に該当する扶養親族(以下「扶養親族としての子」という。)</u> については一人につき一万円とする。 4 扶養親族としての子のうちに満十五歳に達する日後の最初の四月一日から満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間 <u>(以下この項及び次条第三項において「特定期間」という。)</u> にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、五千円に <u>特定期間</u> にある当該扶養親族としての子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。 <u>5 (新設)</u> <u>第九条 新たに職員となつた者に扶養親族(行九級以上職員等にあつては、扶養親族としての子に限る。)</u> がある場合、<u>行九級以上職員等から行九級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族としての配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合には、その職員は、直ちに、その旨を任命権者に届け出なければならない。</u> <u>一 新たに扶養親族としての要件を具備するに至つた者がある場合(行九級以上職員等に扶養親族としての配偶者、父母等としての要件を具備するに至つた者がある場合を除く。)</u> <u>二 扶養親族としての要件を欠くに至つた者がある場合(扶養親族としての子又は前条第二項第三号若しくは第五号に該当する扶養親族が、満二十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至つた場合及び行九級以上職員等に扶養親族としての配偶者、父母等としての要件を欠くに至つた者がある場合を除く。)</u> <u>2 扶養手当の支給は、新たに職員となつた者に扶養親族(行九級以上職員等にあつては、扶養親族としての子に限る。)</u> がある場合においては <u>その者が職員となつた日、行九級以上職員等から行九級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族としての配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族としての子で前項の規定による届出に係るもの</u>

改 正 案	現 行
	<u>がないときはその職員が行九級以上職員等以外の職員となつた日、職員に扶養親族（行九級以上職員等にあつては、扶養親族としての子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第一号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、行九級以上職員等以外の職員から行九級以上職員等となつた職員に扶養親族としての配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族としての子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行九級以上職員等となつた日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（行九級以上職員等にあつては、扶養親族としての子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至つた場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。</u> <u>3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第一号又は第三号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。</u> <u>一 扶養手当を受けている職員に更に第一項第一号に掲げる事実が生じた場合</u> <u>二 扶養手当を受けている職員の扶養親族（行九級以上職員等にあつては、扶養親族としての子に限る。）で第一項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至つた場合</u> <u>三 扶養親族としての配偶者、父母等及び扶養親族としての子で第一項の規定による届出に係るものがある行九級以上職員等が行九級以上職員等以外の職員となつた場合</u>

改 正 案	現 行
(地域手当) 第九条の二 (略) 2 地域手当の月額、給料月額と給料の調整額、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に<u>八・五分の十</u>(第二号に掲げる委員会規則で定める地域及び公署に在勤する職員にあつては、<u>十一・五分の十三</u>)を乗じて得た額との合計額に、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 一 埼玉県区域並びに前項の委員会規則で定める地域及び公署(次号に掲げる地域及び公署を除く。) <u>百分の八・五</u> 二 委員会規則で定める地域及び公署 <u>百分の十一・五</u> 第九条の三・第九条の四 (略) (住居手当) 第九条の五 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。 一 (略) 二 第十一条第一項又は第三項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者<u>(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。十一条において同じ。)</u>が居住するための住宅(埼玉県公	<u>四 扶養親族としての配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るものがある行八級職員等が行八級職員等及び行九級以上職員等以外の職員となつた場合</u> <u>五 扶養親族としての配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るもの及び扶養親族としての子で同項の規定による届出に係るものがある職員で行九級以上職員等以外のものが行九級以上職員等となつた場合</u> <u>六 扶養親族としての配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るものがある職員で行八級職員等及び行九級以上職員等以外のものが行八級職員等となつた場合</u> <u>七 職員の扶養親族としての子で第一項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合</u> (地域手当) 第九条の二 (略) 2 地域手当の月額、給料月額と給料の調整額、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に<u>八・三分の十</u>(第二号に掲げる委員会規則で定める地域及び公署に在勤する職員にあつては、<u>十一・三分の十三</u>)を乗じて得た額との合計額に、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 一 埼玉県区域並びに前項の委員会規則で定める地域及び公署(次号に掲げる地域及び公署を除く。) <u>百分の八・三</u> 二 委員会規則で定める地域及び公署 <u>百分の十一・三</u> 第九条の三・第九条の四 (略) (住居手当) 第九条の五 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。 一 (略) 二 第十一条第一項又は第三項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(埼玉県公舎管理規則第二条第一号の規定による公舎その他委員会規則で定める住宅を除く。)を借

改 正 案	現 行
舎管理規則第二条第一号の規定による公舎その他委員会規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額一万六千円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして委員会規則で定めるもの 2・3 (略) (通勤手当) 第十条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。 一 通勤のため交通機関又は有料の<u>道路(以下この条において「交通機関等」という。)</u>を利用してその運賃又は料金(以下この項から第三項までにおいて「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるもの及び第三号に掲げる職員を除く。) 二・三 (略) 2 (略) 一 前項第一号に掲げる職員 支給単位期間につき、委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(<u>次項及び第四項において「運賃等相当額」という。)</u>)	り受け、月額一万六千円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして委員会規則で定めるもの 2・3 (略) (通勤手当) 第十条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。 一 通勤のため交通機関又は有料の<u>道路(以下この項から第三項までにおいて「交通機関等」という。)</u>を利用してその運賃又は料金(以下この項から第三項までにおいて「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるもの及び第三号に掲げる職員を除く。) 二・三 (略) 2 (略) 一 前項第一号に掲げる職員 支給単位期間につき、委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(<u>以下この号及び次項において「運賃等相当額」という。)</u>。ただし、<u>運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下この号及び第三号において「一箇月当たりの運賃等相当額」という。)</u>が五万五千円を超えるときは、<u>支給単位期間につき、一箇月当たりの運賃等相当額と五万五千円との差額の二分の一に相当する額(その額が二万円を超えるときは、二万円)を五万五千円に加算した額に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が二以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、一箇月当たりの運賃等相当額の合計額が五万五千円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、一箇月当たりの運賃等相当額の合計額と五万五千円との差額の二分の一に相当する額(その額が二万円を超えるときは、二万円)を五万五千円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得</u>

改 正 案	現 行
二 前項第二号に掲げる職員 次のイ又はロに掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、当該イ又はロに定める額（<u>第十一条の二第一項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員のうち、委員会規則で定める職員及び</u>定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して委員会規則で定める職員にあつては、その額から、その額に委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）イ・ロ （略） 三 前項第三号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して委員会規則で定める区分に応じ、前二号に定める額、第一号に定める額又は前号に定める額 3 第一項第一号又は第三号に掲げる職員で<u>委員会規則で定めるもののうち</u>、通勤のため新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第一号<u>及び次項</u>において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第一号において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 <u>一 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（次項において「特別料金等相当額」という。）</u>	<u>た額）</u> 二 前項第二号に掲げる職員 次のイ又はロに掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、当該イ又はロに定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して委員会規則で定める職員にあつては、その額から、その額に委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額） イ・ロ （略） 三 前項第三号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して委員会規則で定める区分に応じ、前二号に定める額（<u>一箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が五万五千元を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、一箇月当たりの運賃等相当額及び同号に定める額の合計額と五万五千元との差額の二分の一に相当する額（その額が二万円を超えるときは、二万円）を五万五千元に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額</u>）、第一号に定める額又は前号に定める額 3 第一項第一号又は第三号に掲げる職員で、通勤のため新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第一号において「新幹線鉄道等」という。）<u>でその利用が委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの</u>を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第一号において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 <u>一 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の二分の一に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号において「一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額」という。）が二万円を超えるときは、支給</u>

改 正 案	現 行
二 (略) <u>4 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が二以上ある場合においては、その合計額）、第二項第二号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が二以上ある場合においては、その合計額）の合計額が十五万円を超える職員の通勤手当の額は、前二項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、十五万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。</u> <u>5～8</u> (略) (単身赴任手当) 第十一条 (略) 2 (略) 3 <u>新たに給料表の適用を受ける職員となつたこと</u>に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の委員会規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして委員会規則で定める職員には、前二項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。 4 (略)	<u>単位期間につき、二万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が二以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額の合計額が二万円を超えるときは、当該職員の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、二万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）</u> 二 (略) <u>(新設)</u> <u>4～7</u> (略) (単身赴任手当) 第十一条 (略) 2 (略) 3 <u>職員以外の地方公務員、国家公務員又は委員会規則で定める法人その他の団体に使用される者（第十二条の三第二項において「職員以外の地方公務員等」という。）であつた者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これ</u>に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の委員会規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員<u>（任用の事情等を考慮して委員会規則で定める職員に限る。）</u>その他第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして委員会規則で定める職員には、前二項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。 4 (略)

改 正 案	現 行
<u>(在宅勤務等手当)</u> <u>第十一条の二 住居その他これに準ずるものとして委員会規則で定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他委員会規則で定める時間を除く。）の全部を勤務することを命ぜられた職員には、委員会規則で定めるところにより、在宅勤務等手当を支給する。</u> <u>2 在宅勤務等手当の額は、一箇月当たり三千円を超えない範囲内で委員会規則で定める額とする。</u> <u>3 前二項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、委員会規則で定める。</u> 第十二条・第十二条の二 （略） 第十二条の三 （略） 2 <u>職員以外の地方公務員、国家公務員又は委員会規則で定める法人その他の団体に使用される者</u>であつた者から引き続き給料表の適用を受ける職員となつて特地公署又は準特地公署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した職員（任用の事情等を考慮して委員会規則で定める職員に限る。）、新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなつた公署に在勤する職員でその特地公署又は準特地公署に該当することとなつた日前三年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したものその他前項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして委員会規則で定める職員には、委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。 第十三条～第十六条 （略） （管理職員特別勤務手当） 第十六条の二 （略） 2 前項に規定する場合のほか、指定管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により同項の規定による支給の対象となる日以外の日	<u>(新設)</u> 第十二条・第十二条の二 （略） 第十二条の三 （略） 2 <u>職員以外の地方公務員等</u>であつた者から引き続き給料表の適用を受ける職員となつて特地公署又は準特地公署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した職員（任用の事情等を考慮して委員会規則で定める職員に限る。）、新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなつた公署に在勤する職員でその特地公署又は準特地公署に該当することとなつた日前三年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したものその他前項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして委員会規則で定める職員には、委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。 第十三条～第十六条 （略） （管理職員特別勤務手当） 第十六条の二 （略） 2 前項に規定する場合のほか、指定管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により同項の規定による支給の対象となる日以外の日

改 正 案	現 行
の<u>午後十時から翌日の</u>午前五時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該指定管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額 <u>(前二項に規定する勤務に従事する時間を考慮して委員会規則で定める勤務にあつては、その額に百分の百五十を乗じて得た額)</u>とする。 一 第一項に規定する場合 同項の勤務一回につき、一万二千円を超えない範囲内において委員会規則で定める額 二 (略) 4 (略) 第十七条 (略) (勤務一時間当たりの給与額の算出) 第十八条 (略) 2 第十四条、第十五条第二項及び第十七条に規定する勤務一時間当たりの給与額は、給料の月額、初任給調整手当の月額、給料の月額に対する地域手当の月額、<u>その月の勤務に対する在宅勤務等手当の額</u>、給料の月額に対する特地勤務手当の月額及び農林業普及指導手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたものから委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。 3 (略) 第十八条の二～第十九条の五 (略) (特定の職員についての適用除外) 第十九条の六 (略) 2 第四条第四項から第十一項まで、第七条の三<u>及び第八条</u>の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。	の<u>午前零時から</u>午前五時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該指定管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一 第一項に規定する場合 同項の勤務一回につき、一万二千円を超えない範囲内において委員会規則で定める額 <u>(当該勤務に従事する時間等を考慮して委員会規則で定める勤務にあつては、その額に百分の百五十を乗じて得た額)</u> 二 (略) 4 (略) 第十七条 (略) (勤務一時間当たりの給与額の算出) 第十八条 (略) 2 第十四条、第十五条第二項及び第十七条に規定する勤務一時間当たりの給与額は、給料の月額、初任給調整手当の月額、給料の月額に対する地域手当の月額、給料の月額に対する特地勤務手当の月額及び農林業普及指導手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたものから委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。 3 (略) 第十八条の二～第十九条の五 (略) (特定の職員についての適用除外) 第十九条の六 (略) 2 第四条第四項から第十一項まで、第七条の三<u>から第九条まで、第九条の三から第九条の五まで、第十二条の二及び第十二条の三</u>の規定は、定

改 正 案	現 行
(管理職手当等の支給方法) 第十九条の七 管理職手当、地域手当、特地勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、期末手当、勤勉手当及び農林業普及指導手当の支給方法に関し必要な事項は、委員会規則で定める。 第二十条～第二十三条 (略)	年前再任用短時間勤務職員には適用しない。 (管理職手当等の支給方法) 第十九条の七 管理職手当、<u>扶養手当</u>、地域手当、特地勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、期末手当、勤勉手当及び農林業普及指導手当の支給方法に関し必要な事項は、委員会規則で定める。 第二十条～第二十三条 (略)

改 正 案												現 行											
別表第 1 （第 3 条関係）												別表第 1 （第 3 条関係）											
行 政 職 給 料 表												行 政 職 給 料 表											
職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	1 0 級	職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	1 0 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額			給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300	510,200	550,800		1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600	465,500	529,000
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800	517,100	558,000		2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000	468,600	531,900
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800	522,300	564,100		3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500	471,600	535,000
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500	526,600	569,100		4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900	474,600	538,100
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500	530,100	573,100		5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800	477,600	541,200
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000	533,400	576,100		6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900	480,600	543,500
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000	536,400	578,600		7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000	483,600	546,000
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500	538,900	580,600		8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200	486,700	548,400
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500	540,900		9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100	489,400	550,800	
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200				10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200	492,500	552,600	
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700				11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300	495,500	554,400	
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200				12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200	498,600	556,300	
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700				13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900	501,300	558,000	
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000				14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700	503,600	559,400	
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300				15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600	505,900	560,700	
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500				16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500	508,200	561,800	
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700				17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300	510,200	563,100	
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000				18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100	511,600	564,100	
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300				19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900	513,100	565,000	
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500				20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600	514,500	565,900	
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700				21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400	515,700	566,800	
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500				22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900	517,100		
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300				23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300	518,600		
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100				24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800	520,100		
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700				25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200	521,200		
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300				26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500	522,300		
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900				27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800	523,500		
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500				28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000	524,700		
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200				29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000	525,700		
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000				30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700	526,600		
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400				31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400	527,500		
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100				32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100	528,400		
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600				33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	468,800	529,200		
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000				34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	469,500	530,100		
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400				35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300	470,100	530,800		
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800				36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500	470,700	531,300		

改 正 案										現 行														
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200					37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700	471,200	532,000		
	38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600					38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500	471,800	532,600		
	39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000					39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300	472,400	533,400		
	40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300					40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100	473,000	534,000		
	41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600					41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700	473,500	534,500		
	42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000					42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300	474,000			
	43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300					43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900	474,400			
	44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600					44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500	474,700			
	45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900					45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200	475,000			
	46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700						46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000				
	47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000						47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400				
	48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300						48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100				
	49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500						49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600				
	50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800						50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000				
	51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100						51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400				
	52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400						52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800				
	53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600						53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200				
	54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900						54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600				
	55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200						55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000				
	56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500						56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300				
	57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700						57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600				
	58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000						58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000				
	59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300						59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300				
	60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500						60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600				
	61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700						61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900				
	62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000						62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800					
	63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300						63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100					
	64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500						64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400					
	65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700						65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600					
	66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000						66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900					
	67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300						67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200					
	68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500						68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500					
	69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700						69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700					
	70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000						70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000					
	71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300						71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300					
	72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500						72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500					
	73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700						73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700					
	74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500							74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000					
	75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800							75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300					
	76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000							76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500					

改 正 案										現 行									
		77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200					77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700	
		78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500					78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000	
		79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800					79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300	
		80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000					80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500	
		81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200					81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700	
		82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500					82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000	
		83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800					83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300	
		84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000					84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500	
		85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200					85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700	
		86	256,000	297,100	346,000							86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500		
		87	256,300	297,400	346,400							87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800		
		88	256,600	297,700	346,800							88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000		
		89	256,900	298,000	347,000							89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200		
		90	257,200	298,300	347,400							90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500		
		91	257,500	298,600	347,800							91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800		
		92	257,800	299,000	348,200							92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000		
		93	258,100	299,200	348,400							93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200		
		94		299,400	348,800							94		299,400	347,400				
		95		299,700	349,200							95		299,700	347,800				
		96		300,100	349,500							96		300,100	348,200				
		97		300,300	349,800							97		300,300	348,400				
		98		300,600	350,200							98		300,600	348,800				
		99		301,000	350,600							99		301,000	349,200				
		100		301,400	351,000							100		301,400	349,500				
		101		301,600	351,500							101		301,600	349,800				
		102		301,900	351,900							102		301,900	350,200				
		103		302,200	352,300							103		302,200	350,600				
		104		302,500	352,700							104		302,500	351,000				
		105		302,700	353,200							105		302,700	351,500				
		106		303,000	353,600							106		303,000	351,900				
		107		303,300	353,900							107		303,300	352,300				
		108		303,600	354,200							108		303,600	352,700				
		109		303,800	354,700							109		303,800	353,200				
		110		304,200								110		304,200	353,600				
		111		304,600								111		304,600	353,900				
		112		304,900								112		304,900	354,200				
		113		305,100								113		305,100	354,700				
		114		305,300								114		305,300					
		115		305,600								115		305,600					
		116		306,000								116		306,000					

改 正 案													現 行												
		117		306,200											117		306,200								
		118		306,400											118		306,400								
		119		306,700											119		306,700								
		120		307,000											120		307,000								
		121		307,400											121		307,400								
		122		307,600											122		307,600								
		123		307,900											123		307,900								
		124		308,200											124		308,200								
		125		308,500											125		308,500								
定年前 再任用 短時間 勤務職員			基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準				基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	
			給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円				給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	
			192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200	448,000	528,700				192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200	448,000	528,700

備考
1 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第20条及び附則第5項に規定する職員を除く。
2 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.39を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

別表第2（第3条関係）

公 安 職 給 料 表

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	211,600	232,600	255,500	295,400	331,900	353,300	384,100	420,300	466,000
	2	214,000	234,800	257,500	296,400	333,400	355,000	385,800	421,900	472,200
	3	216,400	237,000	259,700	297,400	334,900	356,700	387,500	423,500	477,200
	4	218,800	239,200	261,900	298,300	336,400	358,300	389,200	425,000	481,500
	5	221,200	241,400	264,000	298,900	337,900	359,900	390,700	426,500	485,500
	6	223,600	243,400	265,300	299,600	339,300	361,600	392,300	428,100	489,000
	7	226,000	245,400	266,600	300,300	340,600	363,200	393,900	429,500	492,000
	8	228,200	247,200	267,900	301,000	341,900	364,800	395,500	430,900	494,500
	9	230,400	249,000	269,200	301,700	343,200	366,400	397,100	432,000	496,700
	10	232,500	250,700	270,500	302,400	344,800	368,000	398,700	433,400	
	11	234,600	252,400	271,800	303,100	346,400	369,600	400,300	434,900	
	12	236,600	253,800	273,100	303,700	348,000	371,200	401,900	436,400	
	13	238,600	255,200	274,400	304,400	349,500	372,800	403,400	437,700	
	14	240,600	257,000	275,600	305,200	351,100	374,400	405,400	439,400	
	15	242,600	258,400	276,700	305,900	352,700	376,000	407,400	441,000	
	16	244,200	259,900	278,200	306,700	354,200	377,600	409,400	442,600	

備考
1 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第20条及び附則第5項に規定する職員を除く。
2 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.571を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

別表第2（第3条関係）

公 安 職 給 料 表

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	211,600	232,600	255,500	290,400	320,000	342,400	364,800	393,500	430,500
	2	214,000	234,800	257,500	291,700	321,700	344,100	366,500	395,300	432,300
	3	216,400	237,000	259,700	293,000	323,400	345,700	368,200	397,000	434,200
	4	218,800	239,200	261,900	294,200	325,100	347,300	369,900	398,700	436,100
	5	221,200	241,400	264,000	295,400	326,600	348,900	371,600	400,300	437,500
	6	223,600	243,400	265,300	296,400	328,000	350,000	373,200	401,800	439,100
	7	226,000	245,400	266,600	297,400	329,300	351,100	374,800	403,300	440,700
	8	228,200	247,200	267,900	298,300	330,600	352,200	376,400	404,800	442,100
	9	230,400	249,000	269,200	298,900	331,900	353,300	377,900	406,200	443,500
	10	232,500	250,700	270,500	299,600	333,400	355,000	379,500	407,800	445,200
	11	234,600	252,400	271,800	300,300	334,900	356,700	381,100	409,400	446,800
	12	236,600	253,800	273,100	301,000	336,400	358,300	382,600	410,900	448,200
	13	238,600	255,200	274,400	301,700	337,900	359,900	384,100	412,400	449,100
	14	240,600	257,000	275,600	302,400	339,300	361,600	385,800	414,500	450,700
	15	242,600	258,400	276,700	303,100	340,600	363,200	387,500	416,500	452,500
	16	244,200	259,900	278,200	303,700	341,900	364,800	389,200	418,600	454,300

改 正 案										現 行									
17	245,800	261,400	279,500	307,400	355,700	379,200	410,900	444,000		17	245,800	261,400	279,500	304,400	343,200	366,400	390,700	420,300	455,800
18	247,300	262,600	280,800	308,200	357,300	380,800	412,600	445,700		18	247,300	262,600	280,800	305,200	344,800	368,000	392,300	421,900	457,600
19	248,800	263,800	282,100	309,200	358,900	382,400	414,200	447,400		19	248,800	263,800	282,100	305,900	346,400	369,600	393,900	423,500	459,400
20	250,300	264,900	283,300	310,100	360,400	384,000	415,900	449,000		20	250,300	264,900	283,300	306,700	348,000	371,200	395,500	425,000	461,100
21	251,800	266,200	284,500	311,000	361,900	385,600	417,500	450,400		21	251,800	266,200	284,500	307,400	349,500	372,800	397,100	426,500	462,700
22	253,400	267,400	285,100	312,300	363,500	387,200	419,000	451,100		22	253,400	267,400	285,100	308,200	351,100	374,400	398,700	428,100	464,400
23	254,900	268,700	285,700	313,600	365,100	388,900	420,500	451,800		23	254,900	268,700	285,700	309,200	352,700	376,000	400,300	429,500	466,000
24	256,400	270,000	286,300	314,900	366,700	390,600	421,900	452,500		24	256,400	270,000	286,300	310,100	354,200	377,600	401,900	430,900	467,800
25	257,900	271,400	286,800	316,200	368,100	392,300	423,100	452,900		25	257,900	271,400	286,800	311,000	355,700	379,200	403,400	432,000	469,300
26	259,100	272,800	287,400	317,700	369,800	394,300	424,600	453,400		26	259,100	272,800	287,400	312,300	357,300	380,800	405,400	433,400	470,700
27	260,300	274,100	288,000	319,000	371,500	396,200	426,100	454,000		27	260,300	274,100	288,000	313,600	358,900	382,400	407,400	434,900	472,200
28	261,500	275,400	288,500	320,100	373,100	398,100	427,500	454,600		28	261,500	275,400	288,500	314,900	360,400	384,000	409,400	436,400	473,500
29	262,700	276,400	289,000	321,100	374,700	399,800	429,000	455,200		29	262,700	276,400	289,000	316,200	361,900	385,600	410,900	437,700	474,700
30	264,000	277,700	289,600	322,300	376,300	401,200	430,300	455,900		30	264,000	277,700	289,600	317,700	363,500	387,200	412,600	439,400	475,400
31	265,300	279,000	290,100	323,500	377,900	402,400	431,500	456,400		31	265,300	279,000	290,100	319,000	365,100	388,900	414,200	441,000	476,100
32	266,600	280,200	290,600	324,600	379,600	403,700	432,700	456,900		32	266,600	280,200	290,600	320,100	366,700	390,600	415,900	442,600	476,700
33	267,900	281,400	291,100	325,700	381,300	404,700	433,700	457,400		33	267,900	281,400	291,100	321,100	368,100	392,300	417,500	444,000	477,200
34	269,400	282,000	291,700	326,900	383,300	405,800	434,400	457,700		34	269,400	282,000	291,700	322,300	369,800	394,300	419,000	445,700	477,900
35	270,700	282,600	292,200	328,100	385,300	406,800	435,200	458,000		35	270,700	282,600	292,200	323,500	371,500	396,200	420,500	447,400	478,500
36	272,100	283,200	292,700	329,200	387,300	407,800	435,900	458,400		36	272,100	283,200	292,700	324,600	373,100	398,100	421,900	449,000	479,100
37	273,100	283,700	293,200	330,300	389,000	408,900	436,400	458,800		37	273,100	283,700	293,200	325,700	374,700	399,800	423,100	450,400	479,400
38	274,400	284,300	293,800	331,500	390,700	410,100	436,800	459,000		38	274,400	284,300	293,800	326,900	376,300	401,200	424,600	451,100	480,000
39	275,700	284,900	294,400	332,700	392,200	411,200	437,200	459,300		39	275,700	284,900	294,400	328,100	377,900	402,400	426,100	451,800	480,500
40	276,900	285,500	295,000	333,900	393,700	412,300	437,500	459,500		40	276,900	285,500	295,000	329,200	379,600	403,700	427,500	452,500	481,000
41	278,100	286,000	295,700	335,100	394,900	413,500	437,800	459,900		41	278,100	286,000	295,700	330,300	381,300	404,700	429,000	452,900	481,500
42	278,700	286,600	296,400	336,300	395,900	414,300	438,100	460,100		42	278,700	286,600	296,400	331,500	383,300	405,800	430,300	453,400	481,900
43	279,300	287,200	297,100	337,500	396,900	415,100	438,400	460,300		43	279,300	287,200	297,100	332,700	385,300	406,800	431,500	454,000	482,300
44	279,900	287,700	297,800	338,700	397,900	415,700	438,700	460,500		44	279,900	287,700	297,800	333,900	387,300	407,800	432,700	454,600	482,700
45	280,300	288,200	298,400	339,900	399,000	416,200	438,900	460,900		45	280,300	288,200	298,400	335,100	389,000	408,900	433,700	455,200	483,000
46	280,900	288,700	299,300	341,200	400,100	416,900	439,200			46	280,900	288,700	299,300	336,300	390,700	410,100	434,400	455,900	
47	281,400	289,200	300,100	342,400	401,200	417,600	439,500			47	281,400	289,200	300,100	337,500	392,200	411,200	435,200	456,400	
48	281,900	289,700	300,900	343,600	402,300	418,200	439,800			48	281,900	289,700	300,900	338,700	393,700	412,300	435,900	456,900	
49	282,400	290,300	301,700	344,800	403,600	418,900	440,100			49	282,400	290,300	301,700	339,900	394,900	413,500	436,400	457,400	
50	283,000	290,800	302,800	346,200	404,400	419,300	440,400			50	283,000	290,800	302,800	341,200	395,900	414,300	436,800	457,700	
51	283,500	291,400	303,900	347,500	405,200	419,900	440,700			51	283,500	291,400	303,900	342,400	396,900	415,100	437,200	458,000	
52	284,000	292,000	304,900	348,800	405,800	420,500	441,000			52	284,000	292,000	304,900	343,600	397,900	415,700	437,500	458,400	

改 正 案									現 行										
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	53	284,500	292,600	305,900	349,700	406,300	420,900	441,200	定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	53	284,500	292,600	305,900	344,800	399,000	416,200	437,800	458,800	
	54	285,100	293,300	307,000	351,000	407,000	421,300	441,500		54	285,100	293,300	307,000	346,200	400,100	416,900	438,100	459,000	
	55	285,600	294,000	308,000	352,200	407,700	421,800	441,800		55	285,600	294,000	308,000	347,500	401,200	417,600	438,400	459,300	
	56	286,100	294,700	309,100	353,400	408,400	422,300	442,100		56	286,100	294,700	309,100	348,800	402,300	418,200	438,700	459,500	
	57	286,600	295,300	310,100	354,600	408,700	422,800	442,300		57	286,600	295,300	310,100	349,700	403,600	418,900	438,900	459,900	
	58	287,100	296,200	311,200	356,000	409,400	423,400	442,600		58	287,100	296,200	311,200	351,000	404,400	419,300	439,200	460,100	
	59	287,600	297,000	312,300	357,400	410,100	423,800	442,900		59	287,600	297,000	312,300	352,200	405,200	419,900	439,500	460,300	
	60	288,100	297,800	313,400	358,800	410,600	424,200	443,100		60	288,100	297,800	313,400	353,400	405,800	420,500	439,800	460,500	
	61	288,600	298,600	314,400	360,100	411,000	424,600	443,300		61	288,600	298,600	314,400	354,600	406,300	420,900	440,100	460,900	
	62	289,100	299,500	315,500	361,600	411,400	424,900	443,600		62	289,100	299,500	315,500	356,000	407,000	421,300	440,400		
	63	289,600	300,400	316,600	363,100	411,900	425,200	443,900		63	289,600	300,400	316,600	357,400	407,700	421,800	440,700		
	64	290,100	301,300	317,700	364,500	412,400	425,500	444,200		64	290,100	301,300	317,700	358,800	408,400	422,300	441,000		
	65	290,600	302,100	318,700	365,700	412,900	425,800	444,400		65	290,600	302,100	318,700	360,100	408,700	422,800	441,200		
	66	291,100	303,000	319,800	367,100	413,300	426,100	444,700		66	291,100	303,000	319,800	361,600	409,400	423,400	441,500		
	67	291,600	303,800	320,900	368,400	413,800	426,400	445,000		67	291,600	303,800	320,900	363,100	410,100	423,800	441,800		
	68	292,100	304,600	322,000	369,800	414,300	426,600	445,300		68	292,100	304,600	322,000	364,500	410,600	424,200	442,100		
	69	292,600	305,500	323,000	370,900	414,800	426,800	445,500		69	292,600	305,500	323,000	365,700	411,000	424,600	442,300		
	70	293,100	306,400	324,200	372,100	415,300	427,100	445,800		70	293,100	306,400	324,200	367,100	411,400	424,900	442,600		
	71	293,600	307,300	325,400	373,300	415,900	427,400	446,100		71	293,600	307,300	325,400	368,400	411,900	425,200	442,900		
	72	294,100	308,200	326,600	374,500	416,400	427,600	446,400		72	294,100	308,200	326,600	369,800	412,400	425,500	443,100		
	73	294,600	309,000	327,300	375,800	416,800	427,800	446,600		73	294,600	309,000	327,300	370,900	412,900	425,800	443,300		
	74	295,200	309,900	328,600	377,000	417,400	428,100			74	295,200	309,900	328,600	372,100	413,300	426,100	443,600		
	75	295,800	310,800	329,900	378,200	417,900	428,400			75	295,800	310,800	329,900	373,300	413,800	426,400	443,900		
	76	296,300	311,600	331,200	379,300	418,100	428,600			76	296,300	311,600	331,200	374,500	414,300	426,600	444,200		
	77	296,800	312,300	332,500	380,400	418,400	428,800			77	296,800	312,300	332,500	375,800	414,800	426,800	444,400		
	78	297,400	313,200	333,900	381,600	418,900	429,100			78	297,400	313,200	333,900	377,000	415,300	427,100	444,700		
	79	298,000	314,100	335,300	382,700	419,200	429,400			79	298,000	314,100	335,300	378,200	415,900	427,400	445,000		
	80	298,600	315,100	336,700	383,900	419,500	429,600			80	298,600	315,100	336,700	379,300	416,400	427,600	445,300		
	81	299,200	316,000	338,000	385,000	419,800	429,800			81	299,200	316,000	338,000	380,400	416,800	427,800	445,500		
	82	299,900	317,100	339,600	385,600	420,200	430,100			82	299,900	317,100	339,600	381,600	417,400	428,100	445,800		
	83	300,600	318,100	341,100	386,100	420,600	430,400			83	300,600	318,100	341,100	382,700	417,900	428,400	446,100		
	84	301,200	319,100	342,600	386,600	421,000	430,600			84	301,200	319,100	342,600	383,900	418,100	428,600	446,400		
	85	301,800	320,000	344,000	387,200	421,300	430,800			85	301,800	320,000	344,000	385,000	418,400	428,800	446,600		
	86	302,500	321,000	345,500	387,800					86	302,500	321,000	345,500	385,600	418,900	429,100			
	87	303,200	322,000	347,000	388,400					87	303,200	322,000	347,000	386,100	419,200	429,400			
	88	303,900	323,000	348,400	389,000					88	303,900	323,000	348,400	386,600	419,500	429,600			

改 正 案										現 行									
89	304,600	324,000	349,700	389,300						89	304,600	324,000	349,700	387,200	419,800	429,800			
90	305,400	325,300	350,900	389,800						90	305,400	325,300	350,900	387,800	420,200	430,100			
91	306,200	326,500	352,100	390,300						91	306,200	326,500	352,100	388,400	420,600	430,400			
92	306,900	327,700	353,400	390,800						92	306,900	327,700	353,400	389,000	421,000	430,600			
93	307,400	328,900	354,700	391,200						93	307,400	328,900	354,700	389,300	421,300	430,800			
94	308,300	330,200	356,200	391,600						94	308,300	330,200	356,200	389,800					
95	309,200	331,400	357,700	392,100						95	309,200	331,400	357,700	390,300					
96	310,000	332,600	359,100	392,600						96	310,000	332,600	359,100	390,800					
97	310,800	333,800	360,400	393,000						97	310,800	333,800	360,400	391,200					
98	311,800	335,100	361,600	393,500						98	311,800	335,100	361,600	391,600					
99	312,700	336,300	362,700	394,000						99	312,700	336,300	362,700	392,100					
100	313,600	337,500	363,900	394,500						100	313,600	337,500	363,900	392,600					
101	314,500	338,900	365,000	394,800						101	314,500	338,900	365,000	393,000					
102	315,500	339,800	366,100	395,200						102	315,500	339,800	366,100	393,500					
103	316,500	340,800	367,200	395,700						103	316,500	340,800	367,200	394,000					
104	317,400	341,900	368,300	396,000						104	317,400	341,900	368,300	394,500					
105	318,200	343,000	369,500	396,300						105	318,200	343,000	369,500	394,800					
106	318,800	344,100	370,000	396,800						106	318,800	344,100	370,000	395,200					
107	319,400	345,100	370,600	397,300						107	319,400	345,100	370,600	395,700					
108	320,000	346,100	371,200	397,800						108	320,000	346,100	371,200	396,000					
109	320,500	347,300	371,800	398,100						109	320,500	347,300	371,800	396,300					
110	321,000	348,300	372,300	398,600						110	321,000	348,300	372,300	396,800					
111	321,400	349,300	372,700	399,100						111	321,400	349,300	372,700	397,300					
112	321,900	350,200	373,200	399,600						112	321,900	350,200	373,200	397,800					
113	322,700	351,100	373,600	399,900						113	322,700	351,100	373,600	398,100					
114	323,400	352,000	374,000	400,400						114	323,400	352,000	374,000	398,600					
115	324,100	353,000	374,500	400,900						115	324,100	353,000	374,500	399,100					
116	324,700	354,000	375,000	401,400						116	324,700	354,000	375,000	399,600					
117	325,300	355,000	375,400	401,800						117	325,300	355,000	375,400	399,900					
118	326,000	355,400	375,900	402,300						118	326,000	355,400	375,900	400,400					
119	326,700	356,000	376,500	402,700						119	326,700	356,000	376,500	400,900					
120	327,500	356,600	377,000	403,200						120	327,500	356,600	377,000	401,400					
121	328,100	356,900	377,200	403,600						121	328,100	356,900	377,200	401,800					
122	328,400	357,300	377,700							122	328,400	357,300	377,700	402,300					
123	328,900	357,700	378,200							123	328,900	357,700	378,200	402,700					
124	329,400	358,100	378,600							124	329,400	358,100	378,600	403,200					

改 正 案										現 行									
	125	329,700	358,500	379,100							125	329,700	358,500	379,100	403,600				
	126		358,900	379,600							126		358,900	379,600					
	127		359,300	380,100							127		359,300	380,100					
	128		359,700	380,600							128		359,700	380,600					
	129		360,100	380,900							129		360,100	380,900					
	130		360,500	381,400							130		360,500	381,400					
	131		360,900	381,900							131		360,900	381,900					
	132		361,300	382,400							132		361,300	382,400					
	133		361,500	382,700							133		361,500	382,700					
	134		362,000	383,200							134		362,000	383,200					
	135		362,400	383,600							135		362,400	383,600					
	136		362,700	384,000							136		362,700	384,000					
	137		363,000	384,300							137		363,000	384,300					
	138		363,400	384,800							138		363,400	384,800					
	139		363,900	385,300							139		363,900	385,300					
	140		364,400	385,800							140		364,400	385,800					
	141		364,700	386,100							141		364,700	386,100					
	142		365,200								142		365,200						
	143		365,700								143		365,700						
	144		366,200								144		366,200						
	145		366,500								145		366,500						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円
		246,200	258,000	262,200	293,800	310,600	324,900	348,600	384,200	416,200			246,200	258,000	262,200	293,800	310,600	324,900	348,600
備考 1 この表は、警察官に適用する。 2 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.39を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。										備考 1 この表は、警察官に適用する。 2 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.571を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。									

改 正 案							現 行						
別表第3（第3条関係）							別表第3（第3条関係）						
研 究 職 給 料 表							研 究 職 給 料 表						
職員の 区分	職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額	職員の 区分	職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額
		円	円	円	円	円			円	円	円	円	円
	1	183,900	233,900	326,100	376,000	446,500		1	183,900	233,900	311,600	355,400	399,900
	2	185,000	238,200	328,100	377,400	456,400		2	185,000	238,200	313,500	356,800	402,500
	3	186,200	240,900	330,100	378,800	465,800		3	186,200	240,900	315,400	358,200	405,100
	4	187,300	243,600	332,100	380,200	475,700		4	187,300	243,600	317,300	359,500	407,600
	5	188,400	246,200	333,900	381,600	485,300		5	188,400	246,200	319,100	360,700	409,700
	6	190,500	247,800	335,900	383,000	495,100		6	190,500	247,800	320,900	361,900	412,100
	7	192,600	249,300	337,800	384,400	504,000		7	192,600	249,300	322,700	363,100	414,500
	8	194,700	250,800	339,700	385,800	511,900		8	194,700	250,800	324,400	364,200	416,800
	9	196,800	252,300	341,500	387,200	519,700		9	196,800	252,300	326,100	365,300	419,100
	10	198,800	254,400	343,100	388,700	526,800		10	198,800	254,400	328,100	366,700	421,500
	11	200,800	256,500	344,700	390,100	532,100		11	200,800	256,500	330,100	368,000	423,900
	12	202,800	258,500	346,300	391,500	536,600		12	202,800	258,500	332,100	369,300	426,200
	13	204,800	260,500	347,900	392,900	539,600		13	204,800	260,500	333,900	370,600	428,500
	14	206,700	262,800	348,900	394,400	541,600		14	206,700	262,800	335,900	372,000	431,200
	15	208,600	265,100	349,900	395,900			15	208,600	265,100	337,800	373,400	433,900
	16	210,400	267,300	350,900	397,400			16	210,400	267,300	339,700	374,700	436,600
	17	212,100	269,500	352,000	398,900			17	212,100	269,500	341,500	376,000	439,100
	18	213,900	271,900	353,300	400,500			18	213,900	271,900	343,100	377,400	441,600
	19	215,700	274,300	354,500	402,100			19	215,700	274,300	344,700	378,800	444,100
	20	217,500	276,700	355,700	403,800			20	217,500	276,700	346,300	380,200	446,500
	21	219,300	279,000	356,900	405,000			21	219,300	279,000	347,900	381,600	448,900
	22	221,100	281,100	358,000	406,400			22	221,100	281,100	348,900	383,000	451,500
	23	222,800	283,200	359,100	407,800			23	222,800	283,200	349,900	384,400	454,100
	24	224,500	285,200	360,200	409,100			24	224,500	285,200	350,900	385,800	456,400
	25	226,200	287,200	361,300	410,400			25	226,200	287,200	352,000	387,200	458,600
	26	228,300	289,100	362,300	411,700			26	228,300	289,100	353,300	388,700	460,900
	27	230,200	291,000	363,300	413,200			27	230,200	291,000	354,500	390,100	463,400
	28	232,100	292,900	364,300	414,700			28	232,100	292,900	355,700	391,500	465,800
	29	234,000	294,800	365,200	415,900			29	234,000	294,800	356,900	392,900	468,300
	30	235,100	296,300	366,100	417,100			30	235,100	296,300	358,000	394,400	470,800
	31	236,200	297,800	366,900	418,700			31	236,200	297,800	359,100	395,900	473,300
	32	237,300	299,300	367,700	420,200			32	237,300	299,300	360,200	397,400	475,700

改 正 案						現 行					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	33	238,700	300,800	368,400	421,500	33	238,700	300,800	361,300	398,900	478,000
	34	240,200	302,300	369,200	422,900	34	240,200	302,300	362,300	400,500	480,400
	35	241,700	303,800	370,000	424,300	35	241,700	303,800	363,300	402,100	482,800
	36	243,200	305,200	370,800	425,700	36	243,200	305,200	364,300	403,800	485,300
	37	244,700	306,600	371,600	427,100	37	244,700	306,600	365,200	405,000	487,700
	38	246,300	307,500	372,400	428,500	38	246,300	307,500	366,100	406,400	490,200
	39	247,900	308,400	373,200	429,900	39	247,900	308,400	366,900	407,800	492,600
	40	249,500	309,300	374,000	431,300	40	249,500	309,300	367,700	409,100	495,100
	41	251,100	310,100	374,800	432,400	41	251,100	310,100	368,400	410,400	497,400
	42	252,600	310,600	376,100	433,700	42	252,600	310,600	369,200	411,700	499,600
	43	254,100	311,100	377,400	435,100	43	254,100	311,100	370,000	413,200	501,800
	44	255,600	311,600	378,600	436,400	44	255,600	311,600	370,800	414,700	504,000
	45	257,100	312,100	379,300	437,200	45	257,100	312,100	371,600	415,900	505,600
	46	258,400	312,600	380,300	438,000	46	258,400	312,600	372,400	417,100	507,100
	47	259,600	313,100	381,100	438,900	47	259,600	313,100	373,200	418,700	508,700
	48	260,800	313,600	381,800	439,800	48	260,800	313,600	374,000	420,200	510,200
	49	262,000	314,000	382,500	440,600	49	262,000	314,000	374,800	421,500	511,900
	50	263,100	314,500	383,200	441,400	50	263,100	314,500	376,100	422,900	513,300
	51	264,200	315,000	383,900	442,000	51	264,200	315,000	377,400	424,300	514,700
	52	265,300	315,500	384,600	442,800	52	265,300	315,500	378,600	425,700	516,200
	53	266,400	315,900	385,200	443,200	53	266,400	315,900	379,300	427,100	517,300
	54	267,500	316,400	385,900	443,800	54	267,500	316,400	380,300	428,500	518,500
	55	268,500	316,800	386,700	444,300	55	268,500	316,800	381,100	429,900	519,700
	56	269,500	317,200	387,500	444,800	56	269,500	317,200	381,800	431,300	520,900
	57	270,500	317,600	388,100	445,300	57	270,500	317,600	382,500	432,400	521,800
	58	271,200	318,000	388,900	445,900	58	271,200	318,000	383,200	433,700	522,800
	59	271,800	318,400	389,600	446,400	59	271,800	318,400	383,900	435,100	523,800
	60	272,400	318,800	390,300	446,900	60	272,400	318,800	384,600	436,400	524,800
	61	273,000	319,200	390,900	447,400	61	273,000	319,200	385,200	437,200	525,900
	62	273,600	319,800	391,600		62	273,600	319,800	385,900	438,000	526,800
	63	274,200	320,400	392,300		63	274,200	320,400	386,700	438,900	527,500
	64	274,800	321,000	393,000		64	274,800	321,000	387,500	439,800	528,200
	65	275,400	321,500	393,700		65	275,400	321,500	388,100	440,600	529,000
	66	276,000	322,100	394,300		66	276,000	322,100	388,900	441,400	529,800
	67	276,600	322,700	394,900		67	276,600	322,700	389,600	442,000	530,600
	68	277,200	323,300	395,600		68	277,200	323,300	390,300	442,800	531,400

改 正 案						現 行					
69	277,800	323,800	396,300			69	277,800	323,800	390,900	443,200	532,100
70	278,500	324,400	396,800			70	278,500	324,400	391,600	443,800	532,900
71	279,200	325,000	397,400			71	279,200	325,000	392,300	444,300	533,700
72	279,900	325,600	398,000			72	279,900	325,600	393,000	444,800	534,500
73	280,500	326,100	398,500			73	280,500	326,100	393,700	445,300	535,200
74	281,200	326,800	399,100			74	281,200	326,800	394,300	445,900	
75	281,900	327,500	399,700			75	281,900	327,500	394,900	446,400	
76	282,600	328,200	400,200			76	282,600	328,200	395,600	446,900	
77	283,200	328,900	400,700			77	283,200	328,900	396,300	447,400	
78	283,900	329,600	401,200			78	283,900	329,600	396,800		
79	284,600	330,300	401,700			79	284,600	330,300	397,400		
80	285,200	331,000	402,400			80	285,200	331,000	398,000		
81	285,800	331,700	402,800			81	285,800	331,700	398,500		
82	286,500	332,500				82	286,500	332,500	399,100		
83	287,200	333,200				83	287,200	333,200	399,700		
84	287,800	333,800				84	287,800	333,800	400,200		
85	288,400	334,300				85	288,400	334,300	400,700		
86	289,100	334,800				86	289,100	334,800	401,200		
87	289,800	335,200				87	289,800	335,200	401,700		
88	290,400	335,600				88	290,400	335,600	402,400		
89	291,000	335,900				89	291,000	335,900	402,800		
90	291,700	336,400				90	291,700	336,400			
91	292,400	336,800				91	292,400	336,800			
92	293,000	337,200				92	293,000	337,200			
93	293,600	337,500				93	293,600	337,500			
94	294,300	337,900				94	294,300	337,900			
95	294,900	338,300				95	294,900	338,300			
96	295,500	338,700				96	295,500	338,700			
97	295,800	339,200				97	295,800	339,200			
98	296,400	339,700				98	296,400	339,700			
99	297,000	340,200				99	297,000	340,200			
100	297,500	340,700				100	297,500	340,700			
101	298,000	341,200				101	298,000	341,200			
102	298,400	341,700				102	298,400	341,700			
103	298,800	342,200				103	298,800	342,200			
104	299,200	342,700				104	299,200	342,700			

改 正 案							現 行						
	105	299,600	343,100					105	299,600	343,100			
	106	300,100	343,500					106	300,100	343,500			
	107	300,600	344,000					107	300,600	344,000			
	108	300,900	344,400					108	300,900	344,400			
	109	301,100	344,900					109	301,100	344,900			
	110	301,500	345,300					110	301,500	345,300			
	111	301,800	345,700					111	301,800	345,700			
	112	302,000	346,100					112	302,000	346,100			
	113	302,300	346,600					113	302,300	346,600			
	114	302,600	347,000					114	302,600	347,000			
	115	302,900	347,400					115	302,900	347,400			
	116	303,200	347,800					116	303,200	347,800			
	117	303,500	348,300					117	303,500	348,300			
	118	303,800	348,700					118	303,800	348,700			
	119	304,000	349,100					119	304,000	349,100			
	120	304,300	349,500					120	304,300	349,500			
	121	304,600	349,900					121	304,600	349,900			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額			基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円			円	円	円	円	円
		221,800	263,600	288,600	331,400	390,600			221,800	263,600	288,600	331,400	390,600
備考							備考						
1 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究の業務に従事する職員で人事委員会が定めるものに適用する。							1 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究の業務に従事する職員で人事委員会が定めるものに適用する。						
2 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に１００分の１０１．３９を乗じて得た額（その額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。							2 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に１００分の１０１．５７１を乗じて得た額（その額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。						
別表第４（第３条関係）							別表第４（第３条関係）						
医 療 職 給 料 表							医 療 職 給 料 表						
イ 医療職給料表(1)							イ 医療職給料表(1)						
職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級		職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額				給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	
		円	円	円	円				円	円	円	円	
	1	291,400	400,300	455,100	549,800			1	291,400	370,000	426,700	484,400	
	2	293,700	403,000	457,100	555,900			2	293,700	372,600	428,700	486,200	
	3	296,000	405,600	459,000	561,200			3	296,000	375,100	430,700	488,000	
	4	298,200	408,100	460,900	566,100			4	298,200	377,600	432,600	489,800	

改 正 案						現 行					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	5	300,300	410,500	462,300	570,500	5	300,300	380,100	434,500	491,600	
	6	303,800	412,700	464,100	574,800	6	303,800	382,800	436,100	493,300	
	7	307,300	414,800	465,900	578,400	7	307,300	385,500	437,700	495,000	
	8	310,700	416,900	467,700	581,400	8	310,700	388,100	439,300	496,700	
	9	314,100	419,000	469,500	583,900	9	314,100	390,200	440,900	498,400	
	10	317,600	420,500	471,300	586,200	10	317,600	392,700	442,700	500,500	
	11	321,000	422,000	473,100		11	321,000	395,200	444,500	502,600	
	12	324,400	423,500	474,900		12	324,400	397,700	446,300	504,700	
	13	327,800	424,900	476,700		13	327,800	400,300	448,100	506,700	
	14	331,300	426,400	478,500		14	331,300	403,000	449,900	508,600	
	15	334,700	427,900	480,300		15	334,700	405,600	451,700	510,700	
	16	338,100	429,300	482,100		16	338,100	408,100	453,500	512,700	
	17	341,500	430,700	483,900		17	341,500	410,500	455,100	514,600	
	18	344,600	432,200	485,800		18	344,600	412,700	457,100	516,600	
	19	347,700	433,700	487,700		19	347,700	414,800	459,000	518,600	
	20	350,800	435,100	489,600		20	350,800	416,900	460,900	520,400	
	21	354,000	436,500	491,500		21	354,000	419,000	462,300	522,200	
	22	357,100	438,000	493,200		22	357,100	420,500	464,100	524,000	
	23	360,200	439,500	495,000		23	360,200	422,000	465,900	525,800	
	24	363,200	440,900	496,800		24	363,200	423,500	467,700	527,600	
	25	366,200	442,300	498,400		25	366,200	424,900	469,500	529,200	
	26	368,500	443,700	500,200		26	368,500	426,400	471,300	531,000	
	27	370,800	445,100	502,000		27	370,800	427,900	473,100	532,800	
	28	373,000	446,500	503,600		28	373,000	429,300	474,900	534,600	
	29	374,900	447,900	505,000		29	374,900	430,700	476,700	536,200	
	30	376,600	449,300	506,700		30	376,600	432,200	478,500	538,000	
	31	378,300	450,700	508,500		31	378,300	433,700	480,300	539,800	
	32	380,100	452,100	510,200		32	380,100	435,100	482,100	541,500	
	33	381,900	453,500	511,700		33	381,900	436,500	483,900	543,100	
	34	383,700	454,900	513,000		34	383,700	438,000	485,800	544,900	
	35	385,300	456,300	514,300		35	385,300	439,500	487,700	546,600	
	36	386,700	457,700	515,600		36	386,700	440,900	489,600	548,300	
	37	388,100	459,100	516,600		37	388,100	442,300	491,500	549,800	
	38	389,600	460,800	517,900		38	389,600	443,700	493,200	551,400	
	39	391,100	462,400	519,200		39	391,100	445,100	495,000	552,800	
	40	392,600	464,000	520,500		40	392,600	446,500	496,800	554,400	
	41	394,100	465,600	521,500		41	394,100	447,900	498,400	555,900	
	42	394,800	466,800	522,300		42	394,800	449,300	500,200	557,300	
	43	395,400	468,000	523,100		43	395,400	450,700	502,000	558,700	
	44	396,100	469,100	523,900		44	396,100	452,100	503,600	560,000	
	45	397,000	470,100	524,800		45	397,000	453,500	505,000	561,200	
	46	397,600	471,100	525,600		46	397,600	454,900	506,700	562,200	
	47	398,200	472,000	526,400		47	398,200	456,300	508,500	563,200	
	48	398,800	472,800	527,100		48	398,800	457,700	510,200	564,200	
	49	399,400	473,500	527,900		49	399,400	459,100	511,700	565,200	
	50	399,900	474,200	528,700		50	399,900	460,800	513,000	566,100	
	51	400,400	474,900	529,400		51	400,400	462,400	514,300	567,000	
	52	400,900	475,500	530,300		52	400,900	464,000	515,600	567,900	

改 正 案						現 行					
	53	401,400	476,200	531,200		53	401,400	465,600	516,600	568,700	
	54	401,800	476,900	532,000		54	401,800	466,800	517,900	569,600	
	55	402,200	477,500	532,900		55	402,200	468,000	519,200	570,500	
	56	402,600	478,100	533,800		56	402,600	469,100	520,500	571,400	
	57	403,000	478,400	534,600		57	403,000	470,100	521,500	572,300	
	58	403,400	479,000	535,500		58	403,400	471,100	522,300	573,200	
	59	403,800	479,700	536,400		59	403,800	472,000	523,100	574,100	
	60	404,200	480,400	537,100		60	404,200	472,800	523,900	574,800	
	61	404,600	480,800	537,900		61	404,600	473,500	524,800	575,700	
	62	405,000	481,400	538,800		62	405,000	474,200	525,600	576,600	
	63	405,400	482,100	539,700		63	405,400	474,900	526,400	577,500	
	64	405,800	482,800	540,600		64	405,800	475,500	527,100	578,400	
	65	406,100	483,200	541,400		65	406,100	476,200	527,900	579,300	
	66		483,800	542,300		66		476,900	528,700		
	67		484,400	543,200		67		477,500	529,400		
	68		484,900	544,100		68		478,100	530,300		
	69		485,400	544,900		69		478,400	531,200		
	70		485,900	545,800		70		479,000	532,000		
	71		486,400	546,700		71		479,700	532,900		
	72		486,900	547,600		72		480,400	533,800		
	73		487,300	548,400		73		480,800	534,600		
	74		487,800			74		481,400	535,500		
	75		488,200			75		482,100	536,400		
	76		488,700			76		482,800	537,100		
	77		489,200			77		483,200	537,900		
	78		489,800			78		483,800	538,800		
	79		490,400			79		484,400	539,700		
	80		490,800			80		484,900	540,600		
	81		491,300			81		485,400	541,400		
	82		491,900			82		485,900	542,300		
	83		492,500			83		486,400	543,200		
	84		493,000			84		486,900	544,100		
	85		493,500			85		487,300	544,900		
定年前		基 準	基 準	基 準	基 準	86		487,800	545,800		
再任用		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	87		488,200	546,700		
短時間		円	円	円	円	88		488,700	547,600		
勤務職		301,700	344,400	399,500	473,300	89		489,200	548,400		
員						90		489,800			
						91		490,400			
						92		490,800			
						93		491,300			
						94		491,900			
						95		492,500			
						96		493,000			
						97		493,500			

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会が定めるものに適用する。

改 正 案										現 行												
										定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額							
												円	円	円	円							
										301,700				344,400				399,500		473,300		
										備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会が定めるものに適用する。												
ロ 医療職給料表(2)										ロ 医療職給料表(2)												
職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	職員の 区分		職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級		
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額		号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額		
		円	円	円	円	円	円	円	円			円	円	円	円	円	円	円	円			
	1	188,600	227,400	263,000	281,800	315,000	360,700	415,000	479,100		1	188,600	227,400	258,500	278,600	303,500	341,100	379,500	443,900			
	2	190,700	228,700	263,800	282,600	316,400	362,400	416,900	480,400		2	190,700	228,700	259,700	279,400	305,000	342,800	381,800	446,500			
	3	192,800	230,000	264,600	283,400	317,800	364,000	418,800	481,700		3	192,800	230,000	260,800	280,200	306,500	344,500	384,100	449,000			
	4	194,900	231,300	265,400	284,100	319,200	365,600	420,600	483,000		4	194,900	231,300	261,900	281,000	308,000	346,100	386,400	451,600			
	5	196,900	232,500	266,200	284,800	320,600	367,200	422,400	484,200		5	196,900	232,500	263,000	281,800	309,500	347,700	388,700	454,000			
	6	198,900	233,600	267,000	285,500	322,200	368,800	424,000	485,600		6	198,900	233,600	263,800	282,600	310,900	349,400	391,300	456,500			
	7	200,900	234,600	267,800	286,200	323,700	370,400	425,600	487,000		7	200,900	234,600	264,600	283,400	312,300	351,000	393,900	459,000			
	8	202,700	235,600	268,600	287,000	325,200	372,000	427,100	488,200		8	202,700	235,600	265,400	284,100	313,700	352,600	396,500	461,500			
	9	204,500	236,700	269,400	287,800	326,700	373,600	428,600	489,600		9	204,500	236,700	266,200	284,800	315,000	354,200	398,600	463,900			
	10	206,400	237,900	270,200	288,600	328,300	375,600	429,900	490,900		10	206,400	237,900	267,000	285,500	316,400	355,900	400,800	466,300			
	11	208,300	239,200	271,000	289,400	329,800	377,600	431,200	492,300		11	208,300	239,200	267,800	286,200	317,800	357,600	403,000	468,900			
	12	210,400	240,500	271,800	290,100	331,300	379,600	432,500	493,700		12	210,400	240,500	268,600	287,000	319,200	359,200	405,200	471,300			
	13	212,100	241,800	272,600	290,800	332,800	381,000	433,800	495,100		13	212,100	241,800	269,400	287,800	320,600	360,700	407,200	473,800			
	14	214,100	243,100	273,400	291,900	334,400	382,700	435,000	496,200		14	214,100	243,100	270,200	288,600	322,200	362,400	409,200	475,300			
	15	216,300	244,400	274,200	293,000	335,900	384,400	436,200	497,300		15	216,300	244,400	271,000	289,400	323,700	364,000	411,200	476,600			
	16	218,400	245,600	275,000	294,200	337,400	386,100	437,300	498,400		16	218,400	245,600	271,800	290,100	325,200	365,600	413,200	477,900			
	17	220,500	246,800	275,800	295,400	338,900	387,800	438,500	499,500		17	220,500	246,800	272,600	290,800	326,700	367,200	415,000	479,100			
	18	221,600	248,000	276,600	296,600	340,500	389,300	439,600	500,400		18	221,600	248,000	273,400	291,900	328,300	368,800	416,900	480,400			
	19	222,700	249,200	277,400	297,800	342,100	390,800	440,800	501,300		19	222,700	249,200	274,200	293,000	329,800	370,400	418,800	481,700			
	20	223,800	250,400	278,200	299,000	343,600	392,300	442,000	502,200		20	223,800	250,400	275,000	294,200	331,300	372,000	420,600	483,000			
	21	224,900	251,500	279,000	300,200	344,900	393,600	443,100	503,200		21	224,900	251,500	275,800	295,400	332,800	373,600	422,400	484,200			
	22	225,800	252,400	279,900	301,400	346,400	394,900	443,900			22	225,800	252,400	276,600	296,600	334,400	375,600	424,000	485,600			
	23	226,700	253,200	280,800	302,600	347,900	396,200	444,300			23	226,700	253,200	277,400	297,800	335,900	377,600	425,600	487,000			
	24	227,600	254,000	281,600	303,800	349,400	397,300	445,000			24	227,600	254,000	278,200	299,000	337,400	379,600	427,100	488,200			
	25	228,500	254,800	282,400	305,000	350,900	398,400	445,500			25	228,500	254,800	279,000	300,200	338,900	381,000	428,600	489,600			
	26	229,400	255,600	283,300	306,200	352,400	399,500	445,900			26	229,400	255,600	279,900	301,400	340,500	382,700	429,900	490,900			
	27	230,300	256,400	284,200	307,300	353,900	400,600	446,300			27	230,300	256,400	280,800	302,600	342,100	384,400	431,200	492,300			
	28	231,200	257,200	285,000	308,500	355,300	401,700	446,700			28	231,200	257,200	281,600	303,800	343,600	386,100	432,500	493,700			

改 正 案										現 行									
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	29	232,100	258,000	285,800	309,800	356,700	402,500	447,100		29	232,100	258,000	282,400	305,000	344,900	387,800	433,800	495,100	
	30	233,000	258,800	286,900	311,000	358,300	403,300	447,500		30	233,000	258,800	283,300	306,200	346,400	389,300	435,000	496,200	
	31	233,900	259,600	287,900	312,200	359,800	404,100	447,900		31	233,900	259,600	284,200	307,300	347,900	390,800	436,200	497,300	
	32	234,800	260,400	288,900	313,400	361,300	404,900	448,200		32	234,800	260,400	285,000	308,500	349,400	392,300	437,300	498,400	
	33	235,600	261,200	289,900	314,600	362,500	405,300	448,500		33	235,600	261,200	285,800	309,800	350,900	393,600	438,500	499,500	
	34	236,400	262,000	291,000	315,700	363,600	405,900	448,900		34	236,400	262,000	286,900	311,000	352,400	394,900	439,600	500,400	
	35	237,200	262,700	292,000	316,900	364,800	406,400	449,200		35	237,200	262,700	287,900	312,200	353,900	396,200	440,800	501,300	
	36	238,000	263,500	293,000	318,100	365,900	406,800	449,500		36	238,000	263,500	288,900	313,400	355,300	397,300	442,000	502,200	
	37	238,800	264,400	294,000	319,300	366,900	407,200	449,800		37	238,800	264,400	289,900	314,600	356,700	398,400	443,100	503,200	
	38	239,600	265,200	295,000	320,600	367,700	407,400			38	239,600	265,200	291,000	315,700	358,300	399,500	443,900		
	39	240,400	266,000	296,000	321,900	368,700	407,700			39	240,400	266,000	292,000	316,900	359,800	400,600	444,300		
	40	241,200	266,800	297,000	323,100	369,800	408,000			40	241,200	266,800	293,000	318,100	361,300	401,700	445,000		
	41	241,800	267,600	298,000	324,000	370,800	408,300			41	241,800	267,600	294,000	319,300	362,500	402,500	445,500		
	42	242,400	268,400	299,200	325,200	371,800	408,600			42	242,400	268,400	295,000	320,600	363,600	403,300	445,900		
	43	243,000	269,200	300,300	326,400	372,800	408,900			43	243,000	269,200	296,000	321,900	364,800	404,100	446,300		
	44	243,500	270,000	301,400	327,600	373,700	409,200			44	243,500	270,000	297,000	323,100	365,900	404,900	446,700		
	45	244,000	270,700	302,500	328,700	374,500	409,400			45	244,000	270,700	298,000	324,000	366,900	405,300	447,100		
	46	244,600	271,500	303,600	329,700	375,300	409,700			46	244,600	271,500	299,200	325,200	367,700	405,900	447,500		
	47	245,100	272,300	304,700	330,700	376,200	410,000			47	245,100	272,300	300,300	326,400	368,700	406,400	447,900		
	48	245,500	273,100	305,800	331,600	377,000	410,300			48	245,500	273,100	301,400	327,600	369,800	406,800	448,200		
	49	245,900	273,800	306,900	332,500	377,500	410,500			49	245,900	273,800	302,500	328,700	370,800	407,200	448,500		
	50	246,400	274,600	308,000	333,500	378,300	410,800			50	246,400	274,600	303,600	329,700	371,800	407,400	448,900		
	51	246,900	275,300	309,100	334,500	379,100	411,100			51	246,900	275,300	304,700	330,700	372,800	407,700	449,200		
	52	247,400	276,000	310,200	335,400	379,900	411,400			52	247,400	276,000	305,800	331,600	373,700	408,000	449,500		
	53	247,700	276,700	311,200	335,900	380,300	411,600			53	247,700	276,700	306,900	332,500	374,500	408,300	449,800		
	54	248,000	277,400	312,200	336,800	381,000				54	248,000	277,400	308,000	333,500	375,300	408,600			
	55	248,300	278,100	313,200	337,500	381,700				55	248,300	278,100	309,100	334,500	376,200	408,900			
	56	248,600	278,800	314,200	338,400	382,300				56	248,600	278,800	310,200	335,400	377,000	409,200			
	57	248,900	279,500	315,200	339,100	382,700				57	248,900	279,500	311,200	335,900	377,500	409,400			
	58	249,200	280,200	316,200	339,400	383,200				58	249,200	280,200	312,200	336,800	378,300	409,700			
	59	249,500	280,900	317,200	339,900	383,800				59	249,500	280,900	313,200	337,500	379,100	410,000			
	60	249,800	281,500	318,100	340,500	384,400				60	249,800	281,500	314,200	338,400	379,900	410,300			
	61	250,100	282,100	319,000	341,100	384,800				61	250,100	282,100	315,200	339,100	380,300	410,500			
	62	250,400	282,800	319,800	341,800	385,300				62	250,400	282,800	316,200	339,400	381,000	410,800			
	63	250,700	283,500	320,500	342,500	385,800				63	250,700	283,500	317,200	339,900	381,700	411,100			
	64	251,000	284,100	321,200	343,100	386,300				64	251,000	284,100	318,100	340,500	382,300	411,400			

改 正 案										現 行									
		65	251,300	284,700	321,800	343,800	386,900				65	251,300	284,700	319,000	341,100	382,700	411,600		
		66	251,600	285,400	322,500	344,300	387,400				66	251,600	285,400	319,800	341,800	383,200			
		67	251,900	286,100	323,100	344,900	388,000				67	251,900	286,100	320,500	342,500	383,800			
		68	252,200	286,700	323,700	345,500	388,600				68	252,200	286,700	321,200	343,100	384,400			
		69	252,500	287,300	324,300	345,800	389,100				69	252,500	287,300	321,800	343,800	384,800			
		70	252,800	288,000	324,500	346,400	389,600				70	252,800	288,000	322,500	344,300	385,300			
		71	253,100	288,700	325,000	346,900	390,100				71	253,100	288,700	323,100	344,900	385,800			
		72	253,300	289,300	325,500	347,400	390,600				72	253,300	289,300	323,700	345,500	386,300			
		73	253,500	289,900	326,100	347,900	390,900				73	253,500	289,900	324,300	345,800	386,900			
		74	253,800	290,400	326,600	348,400	391,400				74	253,800	290,400	324,500	346,400	387,400			
		75	254,100	290,800	327,100	348,900	391,800				75	254,100	290,800	325,000	346,900	388,000			
		76	254,300	291,200	327,500	349,300	392,200				76	254,300	291,200	325,500	347,400	388,600			
		77	254,500	291,600	328,100	349,600	392,600				77	254,500	291,600	326,100	347,900	389,100			
		78	254,800	291,900	328,600	349,900					78	254,800	291,900	326,600	348,400	389,600			
		79	255,100	292,200	329,000	350,100					79	255,100	292,200	327,100	348,900	390,100			
		80	255,300	292,500	329,500	350,400					80	255,300	292,500	327,500	349,300	390,600			
		81	255,500	292,800	330,000	350,900					81	255,500	292,800	328,100	349,600	390,900			
		82	255,800	293,100	330,400	351,200					82	255,800	293,100	328,600	349,900	391,400			
		83	256,100	293,400	330,600	351,500					83	256,100	293,400	329,000	350,100	391,800			
		84	256,300	293,700	330,900	351,800					84	256,300	293,700	329,500	350,400	392,200			
		85	256,500	293,900	331,300	352,200					85	256,500	293,900	330,000	350,900	392,600			
		86		294,100	331,700	352,500					86		294,100	330,400	351,200				
		87		294,300	332,000	352,800					87		294,300	330,600	351,500				
		88		294,500	332,300	353,100					88		294,500	330,900	351,800				
		89		294,900	332,600	353,500					89		294,900	331,300	352,200				
		90		295,100	332,800	353,800					90		295,100	331,700	352,500				
		91		295,300	333,200	354,100					91		295,300	332,000	352,800				
		92		295,500	333,500	354,400					92		295,500	332,300	353,100				
		93		295,900	333,700	354,700					93		295,900	332,600	353,500				
		94		296,100	334,000	355,100					94		296,100	332,800	353,800				
		95		296,300	334,300	355,500					95		296,300	333,200	354,100				
		96		296,600	334,600	355,900					96		296,600	333,500	354,400				
		97		296,900	334,800	356,400					97		296,900	333,700	354,700				
		98		297,100	335,100	356,800					98		297,100	334,000	355,100				
		99		297,300	335,400	357,200					99		297,300	334,300	355,500				
		100		297,600	335,600	357,600					100		297,600	334,600	355,900				

改 正 案										現 行									
	101		297,900	335,800	358,100						101		297,900	334,800	356,400				
	102		298,100	336,000							102		298,100	335,100	356,800				
	103		298,300	336,400							103		298,300	335,400	357,200				
	104		298,600	336,600							104		298,600	335,600	357,600				
	105		298,900	336,800							105		298,900	335,800	358,100				
	106			337,200							106			336,000					
	107			337,600							107			336,400					
	108			338,000							108			336,600					
	109			338,200							109			336,800					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額		110			337,200					
		円	円	円	円	円	円	円	円		111			337,600					
		193,000	219,600	248,100	261,700	287,300	328,400	371,000	433,400		112			338,000					
											113			338,200					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額				基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円				円	円	円	円	円	円	円
		193,000	219,600	248,100	261,700	287,300	328,400	371,000	433,400				193,000	219,600	248,100	261,700	287,300	328,400	371,000
備考 1 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で人事委員会が定めるものに適用する。 2 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に１００分の１０１．３９を乗じて得た額（その額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。										備考 1 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で人事委員会が定めるものに適用する。 2 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に１００分の１０１．５７１を乗じて得た額（その額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。									
ハ 医療職給料表(3)										ハ 医療職給料表(3)									
職員の 区分	職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額	6 級 給料月額	7 級 給料月額		職員の 区分	職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額	6 級 給料月額	7 級 給料月額	
		円	円	円	円	円	円	円				円	円	円	円	円	円	円	
	1	207,700	240,600	281,800	295,200	319,300	362,000	416,300			1	207,700	240,600	277,600	293,000	310,300	342,200	381,000	
	2	209,600	242,800	282,300	295,800	320,300	363,700	418,500			2	209,600	242,800	278,700	293,600	311,500	343,900	383,600	
	3	211,400	245,000	282,800	296,400	321,300	365,400	420,700			3	211,400	245,000	279,800	294,200	312,700	345,600	386,300	
	4	213,100	247,200	283,300	296,900	322,300	367,100	422,800			4	213,100	247,200	280,800	294,700	313,800	347,300	388,900	
	5	214,800	249,400	283,800	297,400	323,300	368,900	424,700			5	214,800	249,400	281,800	295,200	314,900	349,000	391,100	
	6	216,700	250,400	284,300	298,000	324,500	370,900	426,600			6	216,700	250,400	282,300	295,800	316,000	350,700	393,300	
	7	218,500	251,300	284,800	298,600	325,700	372,900	428,400			7	218,500	251,300	282,800	296,400	317,100	352,400	395,600	
	8	220,200	252,200	285,300	299,100	326,900	374,900	430,300			8	220,200	252,200	283,300	296,900	318,200	354,000	397,900	

改 正 案										現 行									
		9	221,900	253,100	285,800	299,600	328,000	376,600	432,000			9	221,900	253,100	283,800	297,400	319,300	355,500	399,800
		10	223,900	254,300	286,300	300,200	329,200	378,700	433,600			10	223,900	254,300	284,300	298,000	320,300	357,200	401,900
		11	225,800	255,400	286,800	300,800	330,300	380,800	435,300			11	225,800	255,400	284,800	298,600	321,300	358,900	404,100
		12	227,700	256,300	287,300	301,300	331,400	382,800	436,900			12	227,700	256,300	285,300	299,100	322,300	360,600	406,300
		13	229,600	257,100	287,800	301,800	332,500	384,700	438,200			13	229,600	257,100	285,800	299,600	323,300	362,000	408,200
		14	231,600	257,800	288,300	302,500	333,700	386,300	439,500			14	231,600	257,800	286,300	300,200	324,500	363,700	410,200
		15	233,600	258,500	288,800	303,200	334,800	388,100	441,100			15	233,600	258,500	286,800	300,800	325,700	365,400	412,300
		16	235,600	259,400	289,300	303,900	335,900	389,900	442,600			16	235,600	259,400	287,300	301,300	326,900	367,100	414,300
		17	237,600	260,500	289,800	304,600	337,000	391,600	444,300			17	237,600	260,500	287,800	301,800	328,000	368,900	416,300
		18	239,600	261,600	290,300	305,500	338,200	393,300	445,900			18	239,600	261,600	288,300	302,500	329,200	370,900	418,500
		19	241,700	262,700	290,800	306,400	339,300	395,200	447,300			19	241,700	262,700	288,800	303,200	330,300	372,900	420,700
		20	243,700	263,800	291,300	307,300	340,400	396,900	448,700			20	243,700	263,800	289,300	303,900	331,400	374,900	422,800
		21	245,600	264,900	291,800	308,100	341,500	398,600	449,800			21	245,600	264,900	289,800	304,600	332,500	376,600	424,700
		22	246,800	266,000	292,300	309,000	342,700	400,300	451,100			22	246,800	266,000	290,300	305,500	333,700	378,700	426,600
		23	248,000	267,100	292,800	309,900	343,800	402,100	452,400			23	248,000	267,100	290,800	306,400	334,800	380,800	428,400
		24	249,100	268,200	293,300	310,800	344,900	403,800	453,800			24	249,100	268,200	291,300	307,300	335,900	382,800	430,300
		25	250,200	269,200	293,800	311,600	346,000	405,400	454,800			25	250,200	269,200	291,800	308,100	337,000	384,700	432,000
		26	251,100	270,300	294,400	312,500	347,300	407,100	455,500			26	251,100	270,300	292,300	309,000	338,200	386,300	433,600
		27	252,000	271,400	295,200	313,400	348,600	408,900	456,300			27	252,000	271,400	292,800	309,900	339,300	388,100	435,300
		28	252,900	272,400	296,000	314,300	349,900	410,700	456,900			28	252,900	272,400	293,300	310,800	340,400	389,900	436,900
		29	253,700	273,400	296,700	315,100	351,100	412,200	457,800			29	253,700	273,400	293,800	311,600	341,500	391,600	438,200
		30	254,500	274,100	297,500	316,200	352,600	413,700	458,500			30	254,500	274,100	294,400	312,500	342,700	393,300	439,500
		31	255,200	274,800	298,300	317,300	354,100	415,200	459,300			31	255,200	274,800	295,200	313,400	343,800	395,200	441,100
		32	255,900	275,500	299,100	318,400	355,600	416,500	460,100			32	255,900	275,500	296,000	314,300	344,900	396,900	442,600
		33	256,700	276,200	299,800	319,500	356,800	417,600	460,800			33	256,700	276,200	296,700	315,100	346,000	398,600	444,300
		34	257,500	276,800	300,600	320,600	358,300	418,700	461,500			34	257,500	276,800	297,500	316,200	347,300	400,300	445,900
		35	258,300	277,300	301,400	321,700	359,700	419,800	462,200			35	258,300	277,300	298,300	317,300	348,600	402,100	447,300
		36	259,000	277,800	302,100	322,800	361,100	421,000	463,000			36	259,000	277,800	299,100	318,400	349,900	403,800	448,700
		37	259,700	278,300	302,900	323,900	362,500	422,300	463,800			37	259,700	278,300	299,800	319,500	351,100	405,400	449,800
		38	260,600	278,900	303,700	325,100	363,500	423,400	464,600			38	260,600	278,900	300,600	320,600	352,600	407,100	451,100
		39	261,500	279,400	304,500	326,200	364,900	424,600	465,300			39	261,500	279,400	301,400	321,700	354,100	408,900	452,400
		40	262,300	279,900	305,300	327,300	366,200	425,700	466,000			40	262,300	279,900	302,100	322,800	355,600	410,700	453,800
		41	263,100	280,300	306,000	328,100	367,500	426,900	466,800			41	263,100	280,300	302,900	323,900	356,800	412,200	454,800
		42	264,000	280,800	307,000	329,200	368,900	427,900			42	264,000	280,800	303,700	325,100	358,300	413,700	455,500	
		43	264,800	281,300	308,000	330,300	370,200	429,000			43	264,800	281,300	304,500	326,200	359,700	415,200	456,300	
		44	265,600	281,800	308,900	331,300	371,500	430,100			44	265,600	281,800	305,300	327,300	361,100	416,500	456,900	

改 正 案									現 行									
		45	266,400	282,300	309,800	332,300	373,000	431,100			45	266,400	282,300	306,000	328,100	362,500	417,600	457,800
		46	267,100	282,800	310,800	333,300	374,200	431,600			46	267,100	282,800	307,000	329,200	363,500	418,700	458,500
		47	267,800	283,300	311,800	334,300	375,300	432,200			47	267,800	283,300	308,000	330,300	364,900	419,800	459,300
		48	268,400	283,800	312,700	335,300	376,500	432,600			48	268,400	283,800	308,900	331,300	366,200	421,000	460,100
		49	269,000	284,300	313,600	336,500	377,600	433,200			49	269,000	284,300	309,800	332,300	367,500	422,300	460,800
		50	269,500	284,800	314,600	337,800	378,500	433,700			50	269,500	284,800	310,800	333,300	368,900	423,400	461,500
		51	270,000	285,300	315,600	339,000	379,500	434,100			51	270,000	285,300	311,800	334,300	370,200	424,600	462,200
		52	270,400	285,800	316,600	340,200	380,400	434,600			52	270,400	285,800	312,700	335,300	371,500	425,700	463,000
		53	270,800	286,300	317,400	341,100	381,000	435,100			53	270,800	286,300	313,600	336,500	373,000	426,900	463,800
		54	271,300	286,800	318,400	342,300	381,800	435,500			54	271,300	286,800	314,600	337,800	374,200	427,900	464,600
		55	271,800	287,300	319,400	343,400	382,600	435,800			55	271,800	287,300	315,600	339,000	375,300	429,000	465,300
		56	272,200	287,800	320,300	344,700	383,400	436,100			56	272,200	287,800	316,600	340,200	376,500	430,100	466,000
		57	272,600	288,300	321,200	345,700	384,100	436,500			57	272,600	288,300	317,400	341,100	377,600	431,100	466,800
		58	273,000	289,100	322,200	346,600	384,800			58	273,000	289,100	318,400	342,300	378,500	431,600		
		59	273,400	289,900	323,200	347,700	385,500			59	273,400	289,900	319,400	343,400	379,500	432,200		
		60	273,800	290,600	324,100	348,900	386,100			60	273,800	290,600	320,300	344,700	380,400	432,600		
		61	274,200	291,300	325,000	350,000	386,700			61	274,200	291,300	321,200	345,700	381,000	433,200		
		62	274,600	292,200	326,200	351,200	387,300			62	274,600	292,200	322,200	346,600	381,800	433,700		
		63	275,000	293,100	327,400	352,400	388,000			63	275,000	293,100	323,200	347,700	382,600	434,100		
		64	275,400	293,900	328,600	353,400	388,600			64	275,400	293,900	324,100	348,900	383,400	434,600		
		65	275,800	294,700	329,300	354,400	389,300			65	275,800	294,700	325,000	350,000	384,100	435,100		
		66	276,200	295,600	330,400	355,400	389,800			66	276,200	295,600	326,200	351,200	384,800	435,500		
		67	276,600	296,400	331,500	356,500	390,400			67	276,600	296,400	327,400	352,400	385,500	435,800		
		68	277,000	297,200	332,400	357,600	390,900			68	277,000	297,200	328,600	353,400	386,100	436,100		
		69	277,400	298,000	333,500	358,400	391,300			69	277,400	298,000	329,300	354,400	386,700	436,500		
		70	277,900	298,900	334,200	359,500	391,900			70	277,900	298,900	330,400	355,400	387,300			
		71	278,400	299,800	335,300	360,600	392,400			71	278,400	299,800	331,500	356,500	388,000			
		72	278,800	300,700	336,400	361,600	392,700			72	278,800	300,700	332,400	357,600	388,600			
		73	279,200	301,600	337,500	362,300	393,000			73	279,200	301,600	333,500	358,400	389,300			
		74	279,800	302,500	338,700	363,100	393,500			74	279,800	302,500	334,200	359,500	389,800			
		75	280,400	303,400	339,800	363,900	393,900			75	280,400	303,400	335,300	360,600	390,400			
		76	280,900	304,300	340,900	364,600	394,200			76	280,900	304,300	336,400	361,600	390,900			
		77	281,400	305,100	342,000	365,200	394,500			77	281,400	305,100	337,500	362,300	391,300			
		78	282,000	306,100	343,100	365,700	395,000			78	282,000	306,100	338,700	363,100	391,900			
		79	282,600	307,100	344,100	366,200	395,500			79	282,600	307,100	339,800	363,900	392,400			
		80	283,100	308,000	345,200	366,700	395,900			80	283,100	308,000	340,900	364,600	392,700			

改 正 案										現 行									
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	81	283,600	308,500	346,100	367,300	396,200				81	283,600	308,500	342,000	365,200	393,000				
	82	284,100	309,400	347,100	367,800	396,600				82	284,100	309,400	343,100	365,700	393,500				
	83	284,600	310,300	348,000	368,300	397,100				83	284,600	310,300	344,100	366,200	393,900				
	84	285,100	311,100	349,000	368,800	397,500				84	285,100	311,100	345,200	366,700	394,200				
	85	285,600	311,900	349,900	369,200	397,900				85	285,600	311,900	346,100	367,300	394,500				
	86	286,100	312,900	350,700	369,600					86	286,100	312,900	347,100	367,800	395,000				
	87	286,600	313,900	351,500	370,200					87	286,600	313,900	348,000	368,300	395,500				
	88	287,100	314,900	352,300	370,700					88	287,100	314,900	349,000	368,800	395,900				
	89	287,600	315,800	352,900	371,000					89	287,600	315,800	349,900	369,200	396,200				
	90	288,100	316,900	353,500	371,500					90	288,100	316,900	350,700	369,600	396,600				
	91	288,600	317,900	354,100	371,900					91	288,600	317,900	351,500	370,200	397,100				
	92	289,100	318,900	354,700	372,200					92	289,100	318,900	352,300	370,700	397,500				
	93	289,600	319,700	355,100	372,800					93	289,600	319,700	352,900	371,000	397,900				
	94	290,200	320,400	355,500	373,300					94	290,200	320,400	353,500	371,500					
	95	290,800	321,100	356,000	373,800					95	290,800	321,100	354,100	371,900					
	96	291,400	321,700	356,400	374,300					96	291,400	321,700	354,700	372,200					
	97	292,000	322,200	356,900	374,900					97	292,000	322,200	355,100	372,800					
	98	292,500	322,500	357,300	375,400					98	292,500	322,500	355,500	373,300					
	99	293,000	323,100	357,800	375,900					99	293,000	323,100	356,000	373,800					
	100	293,500	323,700	358,200	376,300					100	293,500	323,700	356,400	374,300					
	101	294,000	324,100	358,500	376,900					101	294,000	324,100	356,900	374,900					
	102	294,500	324,700	359,000	377,400					102	294,500	324,700	357,300	375,400					
	103	295,000	325,300	359,400	377,900					103	295,000	325,300	357,800	375,900					
	104	295,400	325,800	359,700	378,400					104	295,400	325,800	358,200	376,300					
	105	295,800	326,200	360,100	379,000					105	295,800	326,200	358,500	376,900					
	106	296,300	326,700	360,600	379,400					106	296,300	326,700	359,000	377,400					
	107	296,800	327,200	361,100	379,900					107	296,800	327,200	359,400	377,900					
	108	297,100	327,700	361,600	380,400					108	297,100	327,700	359,700	378,400					
	109	297,300	328,100	362,100	381,000					109	297,300	328,100	360,100	379,000					
	110	297,600	328,500	362,600						110	297,600	328,500	360,600	379,400					
	111	297,800	328,800	363,100						111	297,800	328,800	361,100	379,900					
	112	298,100	329,100	363,500						112	298,100	329,100	361,600	380,400					
	113	298,400	329,400	363,900						113	298,400	329,400	362,100	381,000					
	114	298,600	329,800	364,300						114	298,600	329,800	362,600						
	115	298,900	330,100	364,800						115	298,900	330,100	363,100						
	116	299,100	330,400	365,300						116	299,100	330,400	363,500						

改 正 案										現 行									
		117	299,400	330,600	365,700							117	299,400	330,600	363,900				
		118	299,700	330,900	366,200							118	299,700	330,900	364,300				
		119	300,000	331,200	366,700							119	300,000	331,200	364,800				
		120	300,300	331,400	367,200							120	300,300	331,400	365,300				
		121	300,600	331,600	367,500							121	300,600	331,600	365,700				
		122	301,000	331,900								122	301,000	331,900	366,200				
		123	301,300	332,200								123	301,300	332,200	366,700				
		124	301,600	332,500								124	301,600	332,500	367,200				
		125	301,800	332,700								125	301,800	332,700	367,500				
		126	302,000	333,000								126	302,000	333,000					
		127	302,300	333,400								127	302,300	333,400					
		128	302,700	333,600								128	302,700	333,600					
		129	302,900	333,800								129	302,900	333,800					
		130	303,200	334,000								130	303,200	334,000					
		131	303,600	334,400								131	303,600	334,400					
		132	304,000	334,600								132	304,000	334,600					
		133	304,200	334,900								133	304,200	334,900					
		134	304,500	335,300								134	304,500	335,300					
		135	304,800	335,700								135	304,800	335,700					
		136	305,100	336,100								136	305,100	336,100					
		137	305,300	336,400								137	305,300	336,400					
		138	305,600	336,800								138	305,600	336,800					
		139	305,900	337,200								139	305,900	337,200					
		140	306,200	337,600								140	306,200	337,600					
		141	306,400	337,900								141	306,400	337,900					
		142	306,800	338,300								142	306,800	338,300					
		143	307,200	338,600								143	307,200	338,600					
		144	307,500	339,000								144	307,500	339,000					
		145	307,700	339,300								145	307,700	339,300					
		146	307,900	339,700								146	307,900	339,700					
		147	308,200	340,100								147	308,200	340,100					
		148	308,600	340,500								148	308,600	340,500					
		149	308,800	340,800								149	308,800	340,800					
		150	309,000	341,200								150	309,000	341,200					
		151	309,300	341,600								151	309,300	341,600					
		152	309,600	342,000								152	309,600	342,000					

改 正 案									現 行								
	153	310,000	342,300							153	310,000	342,300					
	154	310,200								154	310,200						
	155	310,400								155	310,400						
	156	310,700								156	310,700						
	157	311,000								157	311,000						
	158	311,300								158	311,300						
	159	311,600								159	311,600						
	160	311,900								160	311,900						
	161	312,300								161	312,300						
	162	312,600								162	312,600						
	163	312,900								163	312,900						
	164	313,200								164	313,200						
	165	313,600								165	313,600						
	166	313,900								166	313,900						
	167	314,200								167	314,200						
	168	314,500								168	314,500						
	169	314,900								169	314,900						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円
		239,700	260,200	267,500	277,900	294,300	331,900	376,600			239,700	260,200	267,500	277,900	294,300	331,900	376,600
備考 1 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会 が定めるものに適用する。 2 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.39を乗じて得た額（その額 1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。									備考 1 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会 が定めるものに適用する。 2 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.571を乗じて得た額（その額 に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。								
別表第五～別表第八 （略）									別表第五～別表第八 （略）								

改 正 案	現 行
職員の退職手当に関する条例 第一条 (略) (退職手当の支給範囲) 第二条 (略) 2 職員以外の者のうち、次の各号に掲げるものは、職員とみなして、この条例(第四条中十一年以上二十五年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気(以下「傷病」という。))による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第五条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに二十五年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。ただし、地方公務員法第二十二条の二第一項第一号に掲げる職員については、この限りでない。 一 (略) 二 前号に掲げる者以外のもののうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日(特に勤務しないことが認められた日及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年埼玉県条例第二号)又はこれに基づく埼玉県人事委員会規則(以下この号において「勤務時間条例等」という。))の規定により、四週間を超えない範囲内で週を単位として勤務時間条例等で定める期間ごとの期間につき職員の一週間当たりの勤務時間以上の勤務時間を定められ、かつ、勤務した日を含む。以下「勤務日数」という。)が十八日(一月間の日数(埼玉県の休日定める条例(平成元年埼玉県条例第三号)第一条第一項各号に掲げる日の日数は、算入しない。))が二十日に満たない日数の場合にあつては、十八日から二十日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。以下「職員みなし日数」という。)以上ある月が引き続いて十二月を超えるに至つたもので、その超えるに至つた月以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているもの 第二条の二～第八条 (略)	職員の退職手当に関する条例 第一条 (略) (退職手当の支給範囲) 第二条 (略) 2 職員以外の者のうち、次の各号に掲げるものは、職員とみなして、この条例(第四条中十一年以上二十五年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気(以下「傷病」という。))による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第五条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに二十五年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。ただし、地方公務員法第二十二条の二第一項第一号に掲げる職員については、この限りでない。 一 (略) 二 前号に掲げる者以外のもののうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日(特に勤務しないことが認められた日を含む。以下<u>同じ</u>じ。))が十八日以上ある月が引き続いて十二月を超えるに至つたもので、その超えるに至つた月以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているもの 第二条の二～第八条 (略)

改 正 案	現 行
(勤続期間の計算の特例) 第九条 次の各号に掲げる者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、当該各号に掲げる期間は、前条第一項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。 一 第二条第二項第二号に規定する者 <u>勤務日数が職員みなし日数</u>以上ある月が引き続いて十二月を超えるに至るまでのその<u>引き続いて勤務した期間</u> 二 第二条第二項第二号に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者のうち、<u>勤務日数が職員みなし日数</u>以上ある月が引き続いて十二月を超えるに至るまでの間に引き続いて職員となり、通算して十二月を超える期間勤務したもの その職員となる前の引き続いて勤務した期間 (失業者の退職手当) 第十三条 (略) 2 この条において基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員又は職員以外のもので<u>勤務日数が職員みなし日数</u>以上ある月が一月以上あるもの(季節的業務に四月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に四月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。)であつた者(以下この項において「職員等」という。)であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当するすべての期間を除く。 一・二 (略) 3～10 (略) 11 第一項、第三項及び第五項から前項までに定めるもののほか、第一項又は第三項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就	(勤続期間の計算の特例) 第九条 次の各号に掲げる者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、当該各号に掲げる期間は、前条第一項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。 一 第二条第二項第二号に規定する者 <u>その者が、職員について定められている勤務時間以上勤務した日が十八日</u>以上ある月が引き続いて十二月を超えるに至るまでのその<u>引き続いた期間</u> 二 第二条第二項第二号に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者のうち、<u>職員について定められている勤務時間以上勤務した日が十八日</u>以上ある月が引き続いて十二月を超えるに至るまでの間に引き続いて職員となり、通算して十二月を超える期間勤務したもの その職員となる前の引き続いて勤務した期間 (失業者の退職手当) 第十三条 (略) 2 この条において基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員又は職員以外のもので<u>職員について定められている勤務時間以上勤務した日が十八日</u>以上ある月が一月以上あるもの(季節的業務に四月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に四月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。)であつた者(以下この項において「職員等」という。)であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当するすべての期間を除く。 一・二 (略) 3～10 (略) 11 第一項、第三項及び第五項から前項までに定めるもののほか、第一項又は第三項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就

改 正 案	現 行
業促進手当、移転費及び求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。 一～三 （略） 四 <u>安定した職業</u>に就いた者 雇用保険法第五十六条の三第三項に規定する就業促進手当の額に相当する金額 五・六 （略） 12～14 （略） 15 第十一項第四号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第一項、第三項又は第十一項の規定の適用については、<u>雇用保険法第五十六条の三第一項第一号に該当する者に係る就業促進手当について同条第四項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する</u>日数分の第一項又は第三項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。 <u>（削る）</u> <u>（削る）</u> 16～17 （略） 第十四条～第二十四条 （略） 附 則 1～4 （略） 5 第二条第二項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者が、<u>勤務日数が職員みなし日数</u>以上ある月が引き続いて六月を超えるに至つた場合（附則第三項の規定に該当する場合を除く。）には、この条例の適用については、当分の間、その者を第二条第二項第二号に掲げる者とみなす。この場合において、その者に対する一般の退職手当の額は、第二条の四から第五条の四まで及び第七条から第七条の五までの規定により計算した退職手当の額の百分の五十に相当する額とする。 6～18 （略）	業促進手当、移転費及び求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。 一～三 （略） 四 <u>職業</u>に就いた者 雇用保険法第五十六条の三第三項に規定する就業促進手当の額に相当する金額 五・六 （略） 12～14 （略） 15 第十一項第四号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第一項、第三項又は第十一項の規定の適用については、<u>次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める</u>日数分の第一項又は第三項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。 <u>一 雇用保険法第五十六条の三第一項第一号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数</u> <u>二 雇用保険法第五十六条の三第一項第一号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第五項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数</u> 16～17 （略） 第十四条～第二十四条 （略） 附 則 1～4 （略） 5 第二条第二項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者が、<u>職員について定められている勤務時間以上勤務した日が十八日</u>以上ある月が引き続いて六月を超えるに至つた場合（附則第三項の規定に該当する場合を除く。）には、この条例の適用については、当分の間、その者を第二条第二項第二号に掲げる者とみなす。この場合において、その者に対する一般の退職手当の額は、第二条の四から第五条の四まで及び第七条から第七条の五までの規定により計算した退職手当の額の百分の五十に相当する額とする。 6～18 （略）

改 正 案	現 行
19 昭和六十年三月三十一日に旧専売公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本たばこ産業株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本たばこ産業株式会社の職員として在職した後職員となつた場合又は同日に旧電信電話公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本電信電話株式会社（<u>日本電信電話株式会社等に関する法律第一条の二第一項に規定する日本電信電話株式会社をいう。以下この項において同じ。</u>）の職員となり、かつ、引き続き日本電信電話株式会社の職員として在職した後職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までのたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和五十九年法律第七十一号）第四条及び日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和五十九年法律第八十七号）第五条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第二条第二項に規定する職員としての引き続いた在職期間及び昭和六十年四月一日以後の日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。 20～27 （略） 28 平成十六年三月三十一日に国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）<u>附則別表</u>の上欄に掲げる機関（以下「旧機関」という。）の職員として在職する者が、同法附則第四条の規定により引き続いて国立大学法人等（同法第二条第一項に規定する国立大学法人及び同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。）の職員となり、かつ、引き続き国立大学法人等の職員として在職した後引き続いて職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が国立大学法人等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。 29 旧機関の職員が、第八条第五項に規定する事由によつて引き続いて職員	19 昭和六十年三月三十一日に旧専売公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本たばこ産業株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本たばこ産業株式会社の職員として在職した後職員となつた場合又は同日に旧電信電話公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本電信電話株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本電信電話株式会社の職員として在職した後職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までのたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和五十九年法律第七十一号）第四条及び日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和五十九年法律第八十七号）第五条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第二条第二項に規定する職員としての引き続いた在職期間及び昭和六十年四月一日以後の日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。 20～27 （略） 28 平成十六年三月三十一日に国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）<u>附則別表第一</u>の上欄に掲げる機関（以下「旧機関」という。）の職員として在職する者が、同法附則第四条の規定により引き続いて国立大学法人等（同法第二条第一項に規定する国立大学法人及び同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。）の職員となり、かつ、引き続き国立大学法人等の職員として在職した後引き続いて職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が国立大学法人等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。 29 旧機関の職員が、第八条第五項に規定する事由によつて引き続いて職員

改 正 案	現 行
となり、かつ、引き続いて職員として在職した後引き続いて国立大学法人等の職員となつた場合その他これに類する場合として知事が定める場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準(国立大学法人法<u>第三十五条の二</u>において準用する独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第五十条の十第二項に規定する基準をいう。)により、当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、知事が定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。 32 <u>令和九年三月三十一日</u>以前に退職した職員に対する第十三条第十項の規定の適用については、同項中「第二十八条まで」とあるのは「第二十八条まで及び附則第五条」と、同項第二号中「ロ 雇用保険法第二十二条第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として知事が定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは 「ロ 雇用保険法第二十二条第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として知事が定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの ハ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第五条第一項に規定する地域内に居住し、かつ、知事が同法第二十四条の二第一項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの(イに掲げる者を除く。) とする。 33～38 (略)	となり、かつ、引き続いて職員として在職した後引き続いて国立大学法人等の職員となつた場合その他これに類する場合として知事が定める場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準(国立大学法人法<u>第三十五条</u>において準用する独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第五十条の十第二項に規定する基準をいう。)により、当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、知事が定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。 32 <u>令和七年三月三十一日</u>以前に退職した職員に対する第十三条第十項の規定の適用については、同項中「第二十八条まで」とあるのは「第二十八条まで及び附則第五条」と、同項第二号中「ロ 雇用保険法第二十二条第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として知事が定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは 「ロ 雇用保険法第二十二条第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として知事が定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの ハ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第五条第一項に規定する地域内に居住し、かつ、知事が同法第二十四条の二第一項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの(イに掲げる者を除く。) とする。 33～38 (略)

改 正 案	現 行																																																				
一般職の任期付研究員の採用等に関する条例 第一条～第四条 (略) (給与に関する特例) 第五条 第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第一号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。 <table> <tr> <th>給料月額</th><th>号給</th></tr> <tr> <td>円</td><td></td></tr> <tr> <td>414,000</td><td>1</td></tr> <tr> <td>475,000</td><td>2</td></tr> <tr> <td>538,000</td><td>3</td></tr> <tr> <td>621,000</td><td>4</td></tr> <tr> <td>722,000</td><td>5</td></tr> <tr> <td>824,000</td><td>6</td></tr> </table> 備考 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.39を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。 2 第三条第二号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第二号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。 <table> <tr> <th>給料月額</th><th>号給</th></tr> <tr> <td>円</td><td></td></tr> <tr> <td>346,000</td><td>1</td></tr> <tr> <td>382,000</td><td>2</td></tr> <tr> <td>410,000</td><td>3</td></tr> </table> 備考 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.39を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。	給料月額	号給	円		414,000	1	475,000	2	538,000	3	621,000	4	722,000	5	824,000	6	給料月額	号給	円		346,000	1	382,000	2	410,000	3	一般職の任期付研究員の採用等に関する条例 第一条～第四条 (略) (給与に関する特例) 第五条 第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第一号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。 <table> <tr> <th>給料月額</th><th>号給</th></tr> <tr> <td>円</td><td></td></tr> <tr> <td>414,000</td><td>1</td></tr> <tr> <td>475,000</td><td>2</td></tr> <tr> <td>538,000</td><td>3</td></tr> <tr> <td>621,000</td><td>4</td></tr> <tr> <td>722,000</td><td>5</td></tr> <tr> <td>824,000</td><td>6</td></tr> </table> 備考 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.571を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。 2 第三条第二号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第二号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。 <table> <tr> <th>給料月額</th><th>号給</th></tr> <tr> <td>円</td><td></td></tr> <tr> <td>346,000</td><td>1</td></tr> <tr> <td>382,000</td><td>2</td></tr> <tr> <td>410,000</td><td>3</td></tr> </table> 備考 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.571を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。	給料月額	号給	円		414,000	1	475,000	2	538,000	3	621,000	4	722,000	5	824,000	6	給料月額	号給	円		346,000	1	382,000	2	410,000	3
給料月額	号給																																																				
円																																																					
414,000	1																																																				
475,000	2																																																				
538,000	3																																																				
621,000	4																																																				
722,000	5																																																				
824,000	6																																																				
給料月額	号給																																																				
円																																																					
346,000	1																																																				
382,000	2																																																				
410,000	3																																																				
給料月額	号給																																																				
円																																																					
414,000	1																																																				
475,000	2																																																				
538,000	3																																																				
621,000	4																																																				
722,000	5																																																				
824,000	6																																																				
給料月額	号給																																																				
円																																																					
346,000	1																																																				
382,000	2																																																				
410,000	3																																																				

改 正 案	現 行
(給与条例の適用除外等) 第六条 職員の給与に関する条例(昭和二十七年埼玉県条例第十九号。次項並びに附則第二項第一号及び第二号において「給与条例」という。)第三条、第四条、第七条から<u>第八条まで</u>、第九条の五及び第十九条の四の規定は、第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員には、適用しない。 2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例<u>第十六条の二</u>、第十九条第二項及び第十九条の六第一項の規定の適用については、給与条例<u>第十六条の二</u>中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員」と、「当該指定管理職員」とあるのは「当該指定管理職員及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第十九条第二項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の百七十二・五」と、給与条例第十九条の六第一項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員」とする。 第七条・第八条 (略)	(給与条例の適用除外等) 第六条 職員の給与に関する条例(昭和二十七年埼玉県条例第十九号。次項並びに附則第二項第一号及び第二号において「給与条例」という。)第三条、第四条、第七条から<u>第九条まで</u>、第九条の五及び第十九条の四の規定は、第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員には、適用しない。 2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例<u>第十六条の二第一項</u>、第十九条第二項及び第十九条の六第一項の規定の適用については、給与条例<u>第十六条の二第一項</u>中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員」と、「当該指定管理職員」とあるのは「当該指定管理職員及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第十九条第二項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の百七十二・五」と、給与条例第十九条の六第一項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員」とする。 第七条・第八条 (略)

42

改 正 案	現 行
三十三号。以下「学校職員給与条例」という。) 第九条において準用する場合を含む。) <u>及び第九条の五</u>の規定並びに学校職員給与条例第五条から第七条まで、第九条の六、第十条の四及び<u>第十二条の六</u>から第十二条の九までの規定は、特定任期付職員には、適用しない。 2 特定任期付職員に対する給与条例<u>第十六条の二</u>、第十九条第二項及び第十九条の六第一項の規定の適用については、給与条例<u>第十六条の二</u>中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、「当該指定管理職員」とあるのは「当該指定管理職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第十九条第二項中「百分の百二十五」とあるのは「<u>百分の九十五</u>」と、給与条例第十九条の四第二項第一号中「<u>百分の百五</u>」とあるのは「<u>百分の八十七・五</u>」と、給与条例第十九条の六第一項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。 3 特定任期付職員に対する学校職員給与条例<u>第十一条の三第一項及び第二項並びに</u>第十二条の二第二項の規定の適用については、学校職員給与条例第十一条の三第一項中「(以下この項及び次項において「指定管理職員」という。)」とあるのは「(以下この項及び次項において「指定管理職員」という。) 及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、「勤務した指定管理職員」とあるのは「勤務した指定管理職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、「当該指定管理職員」とあるのは「当該指定管理職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、<u>同条第二項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、「当該指定管理職員」とあるのは「当該指定管理職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、学校職員給与条例第</u>	和三十一年埼玉県条例第三十三号。以下「学校職員給与条例」という。) 第九条において準用する場合を含む。) <u>、第九条の五並びに第十九条の四</u>の規定並びに学校職員給与条例第五条から第七条まで、第九条の六、第十条の四及び<u>第十二条の五</u>から第十二条の九までの規定は、特定任期付職員には、適用しない。 2 特定任期付職員に対する給与条例<u>第十六条の二第一項</u>、第十九条第二項及び第十九条の六第一項の規定の適用については、給与条例<u>第十六条の二第一項</u>中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、「当該指定管理職員」とあるのは「当該指定管理職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第十九条第二項中「百分の百二十五」とあるのは「<u>、六月に支給する場合においては百分の百七十、十二月に支給する場合においては百分の百七十五</u>」と、給与条例第十九条の六第一項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。 3 特定任期付職員に対する学校職員給与条例<u>第十一条の三第一項及び第</u>十二条の二第二項の規定の適用については、学校職員給与条例第十一条の三第一項中「(以下この項及び次項において「指定管理職員」という。)」とあるのは「(以下この項及び次項において「指定管理職員」という。) 及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、「勤務した指定管理職員」とあるのは「勤務した指定管理職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、「当該指定管理職員」とあるのは「当該指定管理職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、<u>学校職員給与条例第十二条の二第二項中「百分の百二十五」とあるのは「、六月に支給する場合においては百分の百七十、十二月に支給する場合においては百分の百七十五」とする。</u>

改 正 案	現 行
十二条の二第二項中「百分の百二十五」とあるのは「<u>百分の九十五</u>」と、<u>学校職員給与条例第十二条の五第二項第一号中「百分の百五」とあるのは「百分の八十七・五」とする。</u> 第六条 （略）	第六条 （略）

第五条関係

(傍線の部分は、改正部分)

改 正 案	現 行
会計年度任用職員の報酬等に関する条例 第一条 (略) (報酬等) 第二条 (略) 2～6 (略) 7 前五項に規定するもののほか、第一号会計年度任用職員に対しては、一般職の常勤職員に支給される<u>在宅勤務等手当</u>、時間外勤務手当、休日勤務手当及び宿日直手当に相当する報酬を規則で定めるところにより支給する。 8 (略) 第三条～第五条 (略) (給料等) 第六条 地方公務員法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員(第三項において「第二号会計年度任用職員」という。)に対しては、給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、<u>在宅勤務等手当</u>、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当を支給する。 2・3 (略) 4 初任給調整手当、地域手当、通勤手当、<u>在宅勤務等手当</u>、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当は、一般職の常勤職員の例により支給する。ただし、任期が六月未満の者その他の者で規則で定めるものにあつては、期末手当及び勤勉手当は支給しない。 第七条～第九条 (略)	会計年度任用職員の報酬等に関する条例 第一条～第五条 (略) (報酬等) 第二条 (略) 2～6 (略) 7 前五項に規定するもののほか、第一号会計年度任用職員に対しては、一般職の常勤職員に支給される時間外勤務手当、休日勤務手当及び宿日直手当に相当する報酬を規則で定めるところにより支給する。 8 (略) 第三条～第五条 (略) (給料等) 第六条 地方公務員法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員(第三項において「第二号会計年度任用職員」という。)に対しては、給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当を支給する。 2・3 (略) 4 初任給調整手当、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当は、一般職の常勤職員の例により支給する。ただし、任期が六月未満の者その他の者で規則で定めるものにあつては、期末手当及び勤勉手当は支給しない。 第七条～第九条 (略)

第六条関係

(傍線の部分は、改正部分)

改 正 案	現 行
職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和四年埼玉県条例第三十一号) 附 則 第一条・第二条 (略) (職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年退職者等の再任用に関する経過措置) 第三条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢六十五年に達する日以後における最初の三月三十一日(以下この条から附則第六条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。)までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年(旧定年条例第三条に規定する定年をいう。以下同じ。)(施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第一項において同じ。)に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。 一～三 (略) 四 二十五年以上勤続して施行日前に退職した者(前三号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用(令和三年改正法による改正前の地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用することをいう。)又は暫定再任用(令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第二項(これらの規定を令和三年改正法<u>附則第九条第二項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。))、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項(これらの規定を令和三年改正法<u>附則第九条第二項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用することを	職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和四年埼玉県条例第三十一号) 附 則 第一条～第二条 (略) (職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年退職者等の再任用に関する経過措置) 第三条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢六十五年に達する日以後における最初の三月三十一日(以下この条から附則第六条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。)までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年(旧定年条例第三条に規定する定年をいう。以下同じ。)(施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第一項において同じ。)に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。 一～三 (略) 四 二十五年以上勤続して施行日前に退職した者(前三号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用(令和三年改正法による改正前の地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用することをいう。)又は暫定再任用(令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第二項(これらの規定を令和三年改正法<u>附則第九条第三項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。))、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項(これらの規定を令和三年改正法<u>附則第九条第三項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用することを

改 正 案	現 行
いう。次項第六号において同じ。)をされたことがある者 2・3 (略) 4 暫定再任用職員(令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第二項(これらの規定を令和三年改正法<u>附則第九条第二項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項(これらの規定を令和三年改正法<u>附則第九条第二項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び実績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。 5 (略) 第四条～第十八条 (略) 第十九条 職員の給与に関する条例第四条第四項、第五項、第七項及び第九項から第十一項まで、第七条の三<u>並びに第八条</u>並びに新給与条例第四条第六項及び第八項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。 第二十条 (略) (職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置) 第二十一条 暫定再任用職員に対する第五条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例(次条及び附則第二十三条において「新退職手当条例」という。)第二条第一項の規定の適用については、同項中「(以下「職員」という。))とあるのは、「(地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)附則第四条第一項若しくは第二項(これらの規定を同法<u>附則第九条第二項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項(これらの規定を同法<u>附則第九条第二項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員を除	いう。次項第六号において同じ。)をされたことがある者 2・3 (略) 4 暫定再任用職員(令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第二項(これらの規定を令和三年改正法<u>附則第九条第三項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項(これらの規定を令和三年改正法<u>附則第九条第三項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び実績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。 5 (略) 第四条～第十八条 (略) 第十九条 職員の給与に関する条例第四条第四項、第五項、第七項及び第九項から第十一項まで、第七条の三<u>から第九条まで、第九条の三、第九条の五、第十二条の二並びに第十二条の三</u>並びに新給与条例第四条第六項及び第八項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。 第二十条 (略) (職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置) 第二十一条 暫定再任用職員に対する第五条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例(次条及び附則第二十三条において「新退職手当条例」という。)第二条第一項の規定の適用については、同項中「(以下「職員」という。))とあるのは、「(地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)附則第四条第一項若しくは第二項(これらの規定を同法<u>附則第九条第三項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項(これらの規定を同法<u>附則第九条第三項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員を除

改 正 案	現 行
く。以下「職員」という。）」とする。 第二十二條・第二十三條 （略） （外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置） 第二十四條 暫定再任用職員のうち暫定再任用短時間勤務職員を除いた職員に対する第七條の規定による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第二條第二項第一號の規定の適用については、同号中「定めて任用される職員」とあるのは、「定めて任用される職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四條第一項若しくは第二項（これらの規定を同法<u>附則第九條第二項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第五條第一項若しくは第三項の規定により採用された職員を除く。）」とする。 第二十五條～第二十七條 （略） （公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置） 第二十八條 暫定再任用職員に対する第十一條の規定による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第二條第二項第一號の規定の適用については、同号中「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一號）第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項の規定により採用される職員」とあるのは、「地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三號）附則第四條第一項若しくは第二項（これらの規定を同法<u>附則第九條第二項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第五條第一項若しくは第三項、第六條第一項若しくは第二項（これらの規定を同法<u>附則第九條第二項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第七條第一項若しくは第三項の規定により採用された職員」とする。 第二十九條 暫定再任用短時間勤務職員に対する第十一條の規定による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第二條第二項第二號	く。以下「職員」という。）」とする。 第二十二條・第二十三條 （略） （外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置） 第二十四條 暫定再任用職員のうち暫定再任用短時間勤務職員を除いた職員に対する第七條の規定による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第二條第二項第一號の規定の適用については、同号中「定めて任用される職員」とあるのは、「定めて任用される職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四條第一項若しくは第二項（これらの規定を同法<u>附則第九條第三項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第五條第一項若しくは第三項の規定により採用された職員を除く。）」とする。 第二十五條～第二十七條 （略） （公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置） 第二十八條 暫定再任用職員に対する第十一條の規定による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第二條第二項第一號の規定の適用については、同号中「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一號）第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項の規定により採用される職員」とあるのは、「地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三號）附則第四條第一項若しくは第二項（これらの規定を同法<u>附則第九條第三項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第五條第一項若しくは第三項、第六條第一項若しくは第二項（これらの規定を同法<u>附則第九條第三項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第七條第一項若しくは第三項の規定により採用された職員」とする。 第二十九條 暫定再任用短時間勤務職員に対する第十一條の規定による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第二條第二項第二號

改 正 案	現 行
の規定の適用については、同号中「地方公務員法第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定により採用される職員」とあるのは、「地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法<u>附則第九条第二項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法<u>附則第九条第二項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員のうち、地方公務員法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」とする。	の規定の適用については、同号中「地方公務員法第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定により採用される職員」とあるのは、「地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法<u>附則第九条第三項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法<u>附則第九条第三項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員のうち、地方公務員法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」とする。

改 正 案	現 行												
職員の育児休業等に関する条例	職員の育児休業等に関する条例												
第一条～第二十五条 （略）	第一条～第二十五条 （略）												
（短時間勤務職員についての職員の給与条例の特例）	（短時間勤務職員についての職員の給与条例の特例）												
第二十六条 短時間勤務職員についての職員の給与条例の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる職員の給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	第二十六条 短時間勤務職員についての職員の給与条例の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる職員の給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。												
<table><tr><td>第十九条の六第二項</td><td>第四条第四項から第十一項まで、第七条の三</td><td><u>第八条</u>、第九条の五及び第十一条</td></tr><tr><td></td><td><u>及び第八条</u></td><td></td></tr></table>	第十九条の六第二項	第四条第四項から第十一項まで、第七条の三	<u>第八条</u> 、第九条の五及び第十一条		<u>及び第八条</u>		<table><tr><td>第十九条の六第二項</td><td>第四条第四項から第十一項まで、第七条の三</td><td><u>第八条、第九条</u>、第九</td></tr><tr><td></td><td><u>から第九条まで、第九条の三から第九条の五まで、第十二条の二及び第十二条の三</u></td><td>条の五及び第十一条</td></tr></table>	第十九条の六第二項	第四条第四項から第十一項まで、第七条の三	<u>第八条、第九条</u> 、第九		<u>から第九条まで、第九条の三から第九条の五まで、第十二条の二及び第十二条の三</u>	条の五及び第十一条
第十九条の六第二項	第四条第四項から第十一項まで、第七条の三	<u>第八条</u> 、第九条の五及び第十一条											
	<u>及び第八条</u>												
第十九条の六第二項	第四条第四項から第十一項まで、第七条の三	<u>第八条、第九条</u> 、第九											
	<u>から第九条まで、第九条の三から第九条の五まで、第十二条の二及び第十二条の三</u>	条の五及び第十一条											
第二十七条～第三十五条 （略）	第二十七条～第三十五条 （略）												